

令和元年第6回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）目次

◎ 第1日（10月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
会期の決定	3
行政報告	4
報告第3号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
議案第22号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	10
質疑	10
佐藤 勝議員	10
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	10
佐藤 勝議員	11
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	11
佐藤 勝議員	11
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	11
佐藤 勝議員	12
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	12
佐藤 勝議員	12
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	12
佐藤 勝議員	13
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	13
佐藤 勝議員	13
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	14

佐藤 勝議員	1 4
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	1 4
佐藤 勝議員	1 4
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	1 5
佐藤 勝議員	1 5
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	1 5
表決	1 6
議案第 2 3 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 6
佐藤 勝議員	1 7
(答弁) 小山消防本部消防次長	1 8
佐藤 勝議員	1 8
(答弁) 小山消防本部消防次長	1 8
佐藤 勝議員	1 8
(答弁) 小山消防本部消防次長	1 9
佐藤 勝議員	1 9
(答弁) 小山消防本部消防次長	1 9
佐藤 勝議員	2 0
(答弁) 小山消防本部消防次長	2 0
佐藤 勝議員	2 0
(答弁) 小山消防本部消防次長	2 1
佐藤 勝議員	2 1
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 1
佐藤 勝議員	2 1
佐藤講英議員	2 2
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 2
佐藤講英議員	2 2
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 2
佐藤講英議員	2 2
(答弁) 柴岡業務課長	2 3
佐藤講英議員	2 3
(答弁) 山中ほなみ園長	2 3
佐藤講英議員	2 3
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	2 4
休憩・再開	2 4

佐藤講英議員	2 4
(答弁) 横田施設管理課長	2 5
佐藤講英議員	2 5
(答弁) 横田施設管理課長	2 5
佐藤講英議員	2 6
(答弁) 二瓶消防本部予防課長	2 6
佐藤講英議員	2 6
(答弁) 二瓶消防本部予防課長	2 6
佐藤講英議員	2 7
(答弁) 大石消防本部総務課長	2 7
佐藤講英議員	2 7
(答弁) 大石消防本部総務課長	2 8
佐藤講英議員	2 8
表決	2 9
議案第 2 4 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	2 9
補足説明 (中村会計管理者)	3 0
報告 (宮崎監査委員)	3 2
佐藤講英議員	3 5
(答弁) 柴岡業務課長	3 5
佐藤講英議員	3 5
(答弁) 柴岡業務課長	3 5
佐藤講英議員	3 6
(答弁) 柴岡業務課長	3 6
佐藤講英議員	3 6
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	3 6
佐藤講英議員	3 7
(答弁) 二瓶消防本部予防課長	3 7
佐藤講英議員	3 7
(答弁) 横田施設管理課長	3 8
佐藤講英議員	3 8
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	3 9
佐藤講英議員	3 9
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	3 9
佐藤講英議員	4 0

(答弁) 山中ほなみ園長	4 0
佐藤講英議員	4 1
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 1
佐藤講英議員	4 2
(答弁) 高橋消防本部警防課長	4 2
佐藤講英議員	4 2
(答弁) 玉澤教育次長兼総務課長	4 3
佐藤講英議員	4 3
(答弁) 玉澤教育次長兼総務課長	4 3
佐藤講英議員	4 3
(答弁) 玉澤教育次長兼総務課長	4 4
佐藤講英議員	4 4
表決	4 4
休憩・再開	4 5
一般質問	
佐藤講英議員	4 5
(答弁) 伊藤管理者	4 6
佐藤講英議員	4 9
(答弁) 伊藤管理者	4 9
佐藤講英議員	4 9
(答弁) 金森副管理者	5 0
佐藤講英議員	5 0
(答弁) 金森副管理者	5 0
佐藤講英議員	5 0
(答弁) 柴岡業務課長	5 1
佐藤講英議員	5 2
(答弁) 金森副管理者	5 2
佐藤講英議員	5 2
(答弁) 横田施設管理課長	5 3
佐藤講英議員	5 3
氏家善男議員	5 3
(答弁) 伊藤管理者	5 5
氏家善男議員	5 6
(答弁) 柴岡業務課長	5 6
氏家善男議員	5 6

(答弁) 柴岡業務課長	5 7
氏家善男議員	5 7
(答弁) 柴岡業務課長	5 7
氏家善男議員	5 7
佐藤 勝議員	5 8
(答弁) 伊藤管理者	5 9
佐藤 勝議員	6 0
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	6 0
佐藤 勝議員	6 0
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	6 1
佐藤 勝議員	6 1
(答弁) 茂和泉事務局長兼総務課長	6 1
佐藤 勝議員	6 2
(答弁) 伊藤管理者	6 3
佐藤 勝議員	6 3
(答弁) 金森副管理者	6 3
佐藤 勝議員	6 3
(答弁) 金森副管理者	6 4
佐藤 勝議員	6 4
(答弁) 金森副管理者	6 4
閉会	6 5

令和元年第6回大崎地域広域行政事務組合議会（定例会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和元年10月30日（水）

午前10時30分開会～午後4時15分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸報告
- 第3 会期の決定
- 第4 行政報告
- 第5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第6 議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第23号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第24号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 一般質問

3 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸報告
- 第3 会期の決定
- 第4 行政報告
- 第5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 第6 議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第7 議案第23号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第24号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第9 一般質問

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤和好君 | 2番 | 佐藤講英君 |
| 3番 | 相澤孝弘君 | 4番 | 氏家善男君 |
| 5番 | 佐藤勝君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 工藤清悦君 |
| 9番 | 三浦又英君 | 10番 | 伊藤淳君 |
| 11番 | 大泉治君 | 12番 | 久勉君 |
| 13番 | 大橋昭太郎君 | 14番 | 吉田眞悦君 |
| 15番 | 平吹俊雄君 | | |

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管 理 者	伊 藤 康 志 君	副 管 理 者	猪 股 洋 文 君
副 管 理 者	早 坂 利 悦 君	副 管 理 者	遠 藤 稔 雄 君
副 管 理 者	金 森 正 彦 君	会 計 管 理 者	中 村 弥 生 君
会 計 課 長	安 倍 潔 君	事 務 局 長 兼 総 務 課 長	茂 和 泉 浩 昭 君
ほなみ園長	山 中 政 裕 君	業 務 課 長	柴 岡 雄 司 君
施設管理課長	横 田 宏 幸 君	施設整備課長	村 上 文 彦 君
消 防 本 部 長	佐 藤 光 弘 君	消 防 本 部 次 長	小 山 年 秋 君
消 防 本 部 長	大 石 誠 君	消 防 本 部 予 防 課 長	二 瓶 敏 之 君
消 防 本 部 警 防 課 長	高 橋 勇 幸 君	消 防 本 部 防 災 課 長	日 向 裕 昭 君
古川消防署長	上 野 清 彦 君	鳴子消防署長	浅 沼 卓 也 君
加美消防署長	畑 岡 敏 憲 君	遠田消防署長	黒 沼 真 二 君
監 査 委 員	宮 崎 正 典 君	教 育 長	熊 野 充 利 君
教 育 次 長 兼 総 務 課 長	玉 澤 永 吉 君		

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長	高 橋 幸 志 君	次 長 兼 議 事 係 長	柳 川 敦 君
主 査	遠 藤 美 紀 君	総 務 課 長 補 佐	川 鍋 正 敏 君
総 務 課 長 総 務 企 画 係 長	高 橋 正 樹 君		

会議の経過

開 会

午前10時30分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和元年第6回大崎地域広域行政事務組合議会定例会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。5番佐藤 勝議員、9番三浦又英議員のお二人にお願いをいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 諸報告」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 諸報告を行います。

議会運営委員会の人事について御報告いたします。

去る10月21日に大崎市議会選出の佐藤 勝議員から、一身上の都合により議会運営委員を辞任したい旨の届け出があり、組合議会委員会条例第10条の規定により、同日付で議長においてこれを許可いたしました。

あわせて当条例第4条の規定により、私から相澤孝弘議員を後任の委員に指名し、10月28日に開催されました議会運営委員会におきまして、同条例第5条第2項の規定により互選を行い、相澤孝弘委員が議会運営委員長に選出されましたことを御報告申し上げます。

「日程第3 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第4 行政報告」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 行政報告。

本件に関し、管理者の報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 本日、ここに令和元年第6回大崎地域広域行政事務組合定例会が開催され、令和元年度一般会計補正予算を初めとする提出議案を御審議いただくに当たり、組合行政における諸般の報告を申し述べ、議員皆様並びに圏域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る10月12日から13日にかけて東日本を襲来した台風19号は、大崎圏域にも住家、農地被害など甚大な被害をもたらしました。被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

議案配付の関係で、10月21日現在の構成市町の災害対策本部取りまとめの被害状況でございますが、人的被害は、死者はなく、負傷者は2名となっております。河川の決壊や越水、内水の増水が発生したことにより、圏域全体で10月21日現在でございますが、233戸が床上浸水、290戸が床下浸水、各地域に開設した避難所には、最大3,851名の方が避難されました。現在はさらにこの数がふえているところでございます。

消防本部では、当地域への特別警報発令前の10月12日21時から第3次非常配備態勢をとり、人命救助を最優先に対応したところであります。

大崎市古川地域西荒井及び新沼地区並びに鹿島台地域においては、河川の氾濫に伴う浸水孤立状態の住宅から120名の住民を関係機関と協力し、ゴムボートやヘリコプターにより救出いたしました。

また、冠水により立ち往生した車内からの救出や強風による家屋等の応急措置、さらには重油等の危険物の流出事案が発生し、処理活動を実施いたしました。

加えて県内丸森町におきましては、阿武隈川流域河川の氾濫により被害が発生したため、仙南地域広域行政事務組合消防本部より宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を受け、10月13日から消防隊を出動させ、安否不明者の捜索等の活動を行ったところであります。

今回の台風では、豪雨により各地で冠水し、道路の崩落、のり面の土砂崩れ、倒木、さらには農業施設等に非常に大きな被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧作業を進めるため、当組合による災害ごみ及びし尿の受け入れなど、構成市町、関係機関との連携を図りながら取り組んでいるところであります。

さて、当組合におきましては、4月1日から新消防本部・古川消防署を、7月1日から新リサイクルセンターを供用開始いたしました。この2つの新しい施設の供用開始により、今般の災害対応にそれぞれの持つ新たな設備や機能を最大限に活用しております。

このような中、10月22日、天皇陛下が内外に即位を宣言する即位礼正殿の儀がとり行わ

れました。陛下におかれましては、国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての務めを果たすこととお誓いされました。令和の時代になり、安寧の世を願いつつ、今後とも圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

以下、令和元年における行政報告を申し述べます。

災害ごみ及び災害に伴うし尿の受け入れについて申し上げます。

台風第19号の豪雨により発生した災害ごみについては、衛生上の観点から早急な対応が必要であるため、10月13日から災害ごみの受け入れを開始するとともに、その後も災害ごみに限り、土曜日・日曜日にも受け入れを行っております。

10月21日現在、土曜日・日曜日及び祝日におけるこれまでの災害ごみの受け入れ量については約150トン、冠水した便槽からのし尿等の受け入れ量は422キロリットルとなっております。今後につきましても、早急に災害復旧が進むよう、構成市町と連携を図りながら計画的に受け入れを行ってまいります。

農林業系汚染廃棄物の試験焼却について申し上げます。

1キログラム当たり8,000ベクレル以下の農林業系汚染廃棄物の処理については、平成30年10月15日開始の第1クールから、本年8月18日終了の第6クールまでの全6クールにて試験焼却を実施いたしました。この間の焼却施設及び最終処分場の作業工程については、国のガイドラインを遵守し、万全の監視体制と安全対策を施し実施した結果、当初予定していたとおり安全に実施することができました。

また、放射性セシウム濃度の監視体制については、国のガイドラインで定めている基準以上に強化して実施しており、その測定結果については、空間線量、排ガス、焼却灰、放流水などの放射性セシウム濃度は全て基準値内でありました。このことから、試験焼却において実施した農林業系汚染廃棄物の混焼による処理については、問題ないことが確認できたものと捉えております。

なお、住民を対象とした農林業系汚染廃棄物の試験焼却実施に関する結果報告会を大崎市においては9月14日に、涌谷町及び美里町においては9月17日にそれぞれ開催し、試験焼却が予定どおり安全に実施できたことや、放射性セシウム濃度の測定結果がいずれも基準値内であったことなどから、通常ごみとの混焼による処理に問題がないことを報告しております。

広域市町村圏計画の見直しについて申し上げます。

大崎広域市町村圏計画については、5年を1期として見直しを行うとともに、平成27年度に基本計画を策定いたしました。今年度が見直し年度に当たるため、実施計画と財政計画を含めて改訂し、令和2年度以降の組合予算や構成市町の負担金額に反映し、可能な限り財政負担の平準化を図ってまいります。

令和元年度広域行政研修会の実施について申し上げます。

毎年度、著名な講師を迎え広域行政研修会を実施しておりますが、今年度も公益財団法人宮

城港市町村振興協会の講師派遣事業の助成決定を受け、来る11月15日に桜美林大学教授の戸崎 肇氏をお迎えして広域行政研修会を開催する予定であります。また、大崎圏域の振興発展のため、広域行政課題の共通理解を図るとともに、各種研修事業を通じて議員相互の親睦を深め、議員活動の活性化に資することを目的に、毎年度開催されてきました大崎地域市町議会議員交流会議も同日に開催することで準備を進めております。

ごみ処理事業について申し上げます。

今年度4月から9月までの可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ搬入量は3万5,538トンで、前年度同期と比較して441トン、約1.2%の減少となっております。可燃性資源物及び不燃性資源物の売り払い量については1,702トンで、前年度同期と比較して97トン、約5.4%の減少となっております。

ごみ減量化に向けた取り組みについて申し上げます。

今年度から可燃ごみの減量化に向けて紙製容器と雑がみの2品目を統一して1品目とし、その他紙の分別回収を大崎圏域全域で開始しております。

また、家庭からの生ごみを減らす取り組みとして、施設見学に訪れた方々を対象に、生ごみを堆肥化するための段ボールコンポストの使用方法などの実演を交えて紹介しております。あわせて食材の使い切り・食べ切り・生ごみの水切りの「3切運動」も継続して行っており、構成市町とともに普及啓発の強化を図り、ごみ減量化を推進しております。

不燃ごみの減量化及びリサイクルの推進については、小型家電回収をこれまでの大崎圏域内の協力店と構成市町の庁舎などに設置した回収ボックスによる回収に加えて、今年度から新たに大崎圏域全体の集積所に小型家電の専用コンテナを設置したステーション回収を開始しております。これにより、今年度4月から9月までの回収実績は19トンで、前年度同期と比較して12トン、約174%の増加となっていることから、資源化率の向上が見込まれるところでございます。

し尿処理事業について申し上げます。

今年度4月から9月までのし尿の投入量が3万9,883キロリットルで、前年度同期と比較して1,425キロリットル、約3.4%の減少となっております。浄化槽及び農業集落排水処理施設からの汚泥投入量は2万4,911キロリットルで、前年度同期と比較して1,194キロリットル、約5.0%の増加となっております。

ごみ・し尿の環境衛生施設については、圏域住民の生活に必要な施設であることから、今後も適切な管理運営に努めてまいります。

西地区熱回収施設等整備事業について申し上げます。

本年7月1日に供用開始いたしました新リサイクルセンターは、最新処理設備の導入により処理能力が向上するとともに、臭気や騒音が抑えられるなど、供用開始後、順調に稼働しております。今後とも施設の運営に当たっては、安全・安心に十分配慮しながら、周辺環境との共存を目指して運営してまいります。

西地区熱回収施設については、令和4年3月の本体供用開始に向け、現在、事業者との建屋の実施設設計協議を進めており、11月中に取りまとめる予定であります。

また、本整備事業に係る地域との周辺環境整備推進協議会につきましては、定期的に開催し、施設と周辺地域との共存を目指した施設整備を図るため鋭意努めてまいります。

斎場整備事業について申し上げます。

本年7月28日に最終候補地である古川小野新田裏の開田組合員並びに地権者を対象とした斎場整備事業の調査業務に係る地権者等説明会を開催し、これまでの経過や実施する調査等業務について理解を求め、本業務に伴う立ち入り同意の確認をいただきました。現在、調査等業務にかかわる契約手続を行っており、今後とも用地取得に向け、御理解と御協力が得られるよう進めてまいります。

消防行政について申し上げます。

災害の発生状況等について申し上げます。

火災件数は、本年1月から9月末日までで47件となり、昨年同期と比較して2件減少しております。火災による死者は4名であり、昨年同期と比較して2名増加している状況であります。これから火災が起りやすい時期を迎えることから、圏域住民の安全・安心のため、引き続き消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織と連携し、火災の抑制に努めてまいります。

救急出動件数については、本年1月から9月末日まで7,111件となり、昨年同期と比較して75件増加しており、増加の要因としては、7月末から8月中旬にかけて厳しい暑さが続いたことから、熱中症等の急病による搬送が考えられるものでございます。

なお、本年の熱中症による搬送は、統計開始以来、過去最多となる138名となっております。今後も救急車の適正利用を広報しながら、円滑な救急業務に努めてまいります。

消防施設整備事業について申し上げます。

旧大崎地域広域行政事務組合本庁舎解体工事については、株式会社荒谷土建と本年5月20日に契約を締結し、9月末時点での全体出来高は41.5%で進捗しております。

今後の工程といたしましては、11月までに旧本庁舎の上屋解体工事が完了し、その後、基礎及びくい解体工事へ移行する見込みで、外構整地等を経て、来年3月26日に工事完了予定となっております。今後も工事の安全管理を徹底するとともに、適切な進捗管理のもと事業を進めてまいります。

車両整備について申し上げます。

古川消防署に更新配備する救助工作車及び鳴子消防署岩出山分署に更新配備する消防ポンプ自動車は、いずれも5月20日に契約を締結し、来年3月に納車される予定であります。

また、遠田消防署及び加美消防署西部分署に更新配備する高規格救急自動車は、4月25日に契約を締結し、12月に納車される予定であります。

予防業務について申し上げます。

新潟県糸魚川市大規模火災を受けて制度化された小規模飲食店等への消火器具設置義務化に

については、令和元年10月1日から施行され、原則面積にかかわらず消火器の設置が義務づけられることから、広く説明及び広報を行い、設置に向けて指導を行っているところであります。引き続き社会情勢の変化に応じた確かな防火安全対策を推進してまいります。

消防の広域応援について申し上げます。

消防組織法に基づく国有財産の無償使用制度により、昨年度に総務省消防庁から現地派遣隊の後方支援活動を行う拠点機能形成車の配備を受け、4月1日から運用を開始しております。これにより、当消防本部の緊急消防援助隊の登録隊数は12隊となりました。

今後におきましても、甚大な被害が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的非常災害に伴う出動要請に備え、装備の充実強化と効率的な部隊運用に努めてまいります。

大崎生涯学習センター事業について申し上げます。

生涯学習推進事業については、4月28日に小学生から高校生までの子供たちが主役の「こどもパレットタウン」、8月18日にプラネタリウム事業や視聴覚事業を集約した「パレット夏まつり」を実施し、多数の圏域住民やボランティアの参加のもとで、センター全館を活用した生涯学習活動が展開されました。

来る11月10日には、実行委員が主体となり、「パレット人形劇フェスティバル」を開催する予定で、プロの影絵劇団の公演や地域のアマチュア人形劇団、音楽団体による発表など、子供たちの創造性や感受性を養うための内容を計画しております。

現在、各種イベントに参加するボランティア総数は延べ461名であり、5年前の216名と比較して大幅に拡大し、活動の機会もふえております。今後ともボランティア組織の拡大と指導者の育成を図りながら、さらなる事業の充実を図ってまいります。

プラネタリウム事業については、平成29年にリニューアルした投影機の特性を積極的に生かし、構成市町と連携しながら大崎の四季の風景や観光情報の発信を行うとともに、大崎で見られる星空や宇宙の話題の解説、子供から大人まで楽しめるプラネタリウム番組を提供しております。

平成30年度のプラネタリウム館の一般投影人数は、リニューアルから1年を経過して、前年度とほぼ同数の1万5,618名でありました。今後も魅力ある番組選定や広報の継続に努め、入館者数の増大を図ってまいります。

大崎管内の小学生がプラネタリウムに来館できるよう、バス運行を支援する大崎ふるさとづくり基金果実事業・プラネタリウム学習支援事業は2年目を迎え、今年度は43校中38校が活用する見込みとなり、このほかの5校によるバスの自主運営等を含めると、大崎管内の全ての小学校がプラネタリウムを活用することとなりました。今後も学校及び教育委員会と連携し、学習利用の促進につなげてまいります。

また、「彗星会議 in 大崎」が6月15、16の2日間、大崎生涯学習センターを主会場に開催され、宮城、東北はもとより、全国から118名のすい星研究者や愛好家が参加しました。研究発表では、地元高校生やボランティアの活躍が見られ、研究者を目指す学生へのよき指南

となったばかりでなく、地域住民が天文学に興味を持つよい機会となりました。

視聴覚情報事業については、圏域住民を対象とした各種パソコン講座、学校教育、社会教育機関などへの視聴覚教材等の貸し出し、大崎圏域の小・中学校と連携した「美しい日本語講座」、さらに子供対象の「パレット映画会」を開催するなど、地域に貢献する人材育成を図りながら、学校教育並びに社会教育の振興に寄与するよう事業展開しております。今後、パソコン講座においては、ICTスタッフを主体とした講座の企画、運営を目指すなど、さらなる事業の充実・強化に努めてまいります。

施設の改修状況につきましては、現在、全館の空調設備の更新工事を進めており、来年2月に完成する見込みとなっております。ふれあい広場の地盤沈下については、9月に地下調査を終え、現在、その結果を踏まえて今後の方針を検討している段階であります。今後とも来館者が安心して利用できる安全な環境づくりを目指してまいります。

大崎広域ほなみ園事業について申し上げます。

今年度の入園児は、年度当初は27名でありましたが、9月1日現在で定員の30名となり、加えて重度障害児の割合が増加している状況です。特に今年度で2年目となる医療的ケア児受け入れ事業につきましては、昨年度から2名を受け入れておりましたが、今年度、新たに2名が入園し、9月末で4名となっております。療育時や送迎時の安全確保を重点に置きながら、安全かつ安定した療育に努めているところであります。引き続き保護者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、構成市町との連携を密にし、よりよいサービス提供に努めてまいります。

以上、主な事項について申し上げますが、本会議に提案いたします補正予算等の議案に関する説明は別途申し上げますこととし、行政報告といたします。以上でございます。

「日程第5 報告第3号 専決処分の報告について」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 報告第3号に関し、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第3号、交通事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分について御報告申し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

事故の概要は、平成31年4月10日午後2時ごろ、大崎市古川中里六丁目2番8号、学校法人古川学園敷地内において、当組合職員の運転する公用車が方向転換のため後退したところ、ソーラーパネルつき外灯に接触し、破損させたものであります。

事故の原因は、公用車を運転する組合職員の安全確認不足であり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額70万円を支払うことで合意をいただきました。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による管理者の専決事項の規定に基づき、令和元年9月25日、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

「日程第6 議案第22号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例」

○議長（佐藤和好君） 日程第6 議案第22号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第22号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の制度の適正化を図るとともに、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能になるなど、給付についての規定を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されます。この法改正に伴い、本組合における会計年度任用職員への給与や報酬の支給を可能とするとともに、会計年度任用職員制度導入により生じる諸条例の整合を図るなど、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第22号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

5番、質疑者席でお願いします。

○5番（佐藤 勝君） 今、提案理由の説明をいただきましたけれども、ちょっと聞き漏らしたところもありますので、再度になるかもしれませんが、この改正に至った経緯を簡単にいいですから御説明いただきます。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今回の会計年度任用職員の全国的な改正になるわけですが、いわゆる地方公共団体におけます臨時職員、あるいは非常勤職員、自治体によっては嘱託職員といろいろな呼称で任用をさせていただいておる、いわゆる一般職の正職員以外の方々につきまして、それぞれ全国的に任用形態が異なっておりまして、それを統一して、その方々の雇用を含む、あるいは給与面の統一した法律改正による、その任用条件等を確保していくという趣旨でございまして、全国的には、国の発表ですと、平成28年4月現在で64万人の方々がいらっしゃるということで、地方行政の重要な担い手となっているということでございまして、その条件整備を進めていくということが国の趣旨でございまして、それに伴いまして、当組合でも条例整備をするという趣旨でございまして、

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 回答をいただきました。

地方行政の重要な担い手と、確かにそうでありますけれども、その重要な担い手への、つまり来年4月からこの任用に該当するフルタイム、パートタイム職員は、現在今幾らぐらいあるのかね。人数は幾らぐらいあるのか。

それから、大崎広域行政事務組合の職員定数はどうかと。それをちょっと性質別に、例えば消防にパート何人とか、消防にパートはいないでしょうけど、ざっとでもいいから御報告をいただきます。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） まず当組合におけます、今現在は非常勤職員と呼ばせていただいております方々につきましては、36名の方々がいらっしゃいます。その36名の方々は、消防本部以外の部署におきましてお勤めいただいているという現状でございます。その方々の配置場所でございますけれども、施設整備課、業務課、施設管理課、ほなみ園、パレットおおさきといった各施設等々で勤務をいただいております。

正職員の総数といたしましては、今のところ再任用職員も含めますと、消防本部につきましては、出向者も含めると315名、10月1日現在でございます。そのほかの事務部局につきましては、再任用を含めると100名となっているところでございます。事務部局100名ではございますけれども、非常勤職員の方々36名も含めると、定数外の職員も含めると、実総数では136名ということになっているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 今のところに該当すると思われる職員がパートタイムというよりも、会計年度任用職員ですね。この改正によって、広域事務組合の人件費は、来年度どのぐらい上昇しますか。3年間ぐらいの予想高をお知らせいただけます。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員も既に御存じのとおり、いわゆる今までの非常勤職員と呼ばれる方々には、自治法上、期末手当は支給できないことになってございました。今回の整備によりまして、期末手当については、いわゆる正職員を基本としながら、それを準用しながら支給するという形になってございまして、しからば幾らなのかと申しますと、我々正職員については、期末手当につきましては、年間で2.6月となります。

それらにつきましては、今回、まず任用についての条例を御可決いただいた後に、その1市4町、大崎市につきましては、先日の議会で、この条例につきましては関連条例が成立したところでございますけれども、ほかの構成4町につきましては、12月の上程予定だということをお聞きいただいております。ゆえに、その手当等々、あるいは報酬等につきましても、1市4町構成市町の状況に鑑みながら決定していきたいと考えているところでございまして、当然のことながら、これまで支給しなかった期末手当を支給することになりますので、増額にはなりま

すけれども、今、この場でちょっとその金額について答弁させていただくのは控えさせていただきたいと存じますので、御理解願います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） そんなものは、事務局長が控えさせていただくということはないんじゃないんですか。提案しておいて、聞いていて、つまりそれは大体の予想でもいいんですよ。

人件費は幾らぐらいふえるんですかと、何ぼ上げるのさと聞いたんじゃないんですよ。今2.6って、広域の職員って安いんですね、期末手当。今初めて知りましたけれども、市町村よりね。大変御苦労さんでありますけれども、つまり、その予想される人件費というのは答えられませんか。来年の予算書を見ればわかるでしょうということですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） まずもって期末手当の率を幾らにしていこうか。最大2.

6月とはいうものの、今現在で各町の状況をお聞きしますと、段階を経て2.6月に持っていきたいというふうな考え方もあるとの情報を得ております。ただ、これから12月に至るまでに、その率に広域も鑑みながら決定していきたい。それにつきましては、規則等で整備をしていきたいというところでございます。

おっしゃるとおり、来年度の予算には当然のことながら、その時期までには人件費を確定していかなければならないわけでございますけれども、大崎市の議会の状況などをお聞きしますと、大崎市につきましては、1,000名を超える方々が任用されているということで、億単位の増額になるというお話も伝え聞いております。

当組合におきましては、先ほど申し上げましたとおり36名ということでございますので、それらについては、申しわけございませんけれども、おおむねということであればですけども、まず最低でも1,000万は超えてしまうのかなというふうに考えてはおりますが、なおその精査については、今後着手してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 理解はしますけれども、1,000万を超える、二、三千万は行くのかなという私の思いですけども、それは働く人たちにとっては大変いいことでありますし、事務組合としても、管理者として、やっぱり責任ある仕事をやっていただくための法改正に倣うことでしょうか、これそのものはよろしいんですけども、その中の第23条の2ですけども、会計年度任用職員の給料は、職務の内容と責任の度などを考慮するものとなっておりますけれども、これは誰が判断するんですか、責任の度を考慮する。つまり給料に反映するその責任の度と職務の内容というのは。つまり、期末手当ですか、一律なんですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今申し上げましたとおり、当組合では36名の現在非常勤職員と呼ばれている方々に働いていただいております。

基本的には、来年度も同じ人数の方々を任用していきたいと。その際には、パートタイム会

計年度任用職員となる者でございます。フルタイムであれば、我々正職員と同様に7時間45分勤務となりますけれども、今現在、非常勤の方々7時間勤務でほとんどの方がお勤めいただいております。

御指摘の職務の内容と責任の度を考慮するという、今回の改正給与条例第23条に規定しております内容につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給料を定める場合には、正職員との業務内容を考慮した上で決定するという内容でございます。つまり今申し上げましたとおり、当組合におきましては、パートタイム会計年度任用職員のみを任用する予定としてございますので、現実的にはこの条文は、現在のところ適用する予定はございません。ただ、職務の内容につきましては、現在の非常勤職員の方々と同様の業務に携わっていただくということを考えているところございますので、御理解願います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それで、今現在36名を今後の方向としてふやしていくと、減らしていくということでもなく、大体その程度と、来年度はということですか。

それからもう一つは、ここにもありますけれども、準備行為ね。最後に、職員の募集、これはどういう形でやるのですかと。それから、これまでパートタイムなりフルタイムの職員の募集は、どういう形で行ってきたのかということをお聞きします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） まず今現在お勤めいただいている方々を、制度が変わったからといって全て新しい方々にかえるというのは、制度の変更とともに別な方々を任用していくとなりますと、現場は大変混乱するわけでございます。

ただし、会計年度任用職員につきましては、あくまでも年度雇用、1年雇用が基本なものですから、そのためににつきましては、いわゆる競争試験、あるいは選考によって再度任用していくと。

その際には、今現在働いている方々も面接等を加えまして、きちんとほかの方々、お勤めいただきたい方々もいらっしゃるわけでございますので、そういった募集をしながら任用を進めていきたいと。その募集をかける際には、その都度募集をかける、突発的に募集をかけないのだめなときもございますが、その際にはハローワークに募集をかけてございます。

また、年度が変わり、広報のタイミングに合えば、当組合で発行している広報紙に掲載するなど、なるべく多くの方々にごらんいただけるような機会をつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） そうすると、話をお聞きますと、今まで働いてもらった職員は、有利性といえますか、特別な事情がない限り働いていただくと、でも面接があるということですね、毎年更新ですから。今までの36人の方たちの平均年齢って何歳ぐらいになっていますか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） おおむねですけれども、50歳は超過しているかなど。

と申しますのは、議員、それぞれの施設等をごらんになって御存じのとおり、パレットおおさきのプラネタリウムの解説員の方々はやっぱり若い女性の方々、一方ではとっては大変失礼なんですけれども、いわゆるリサイクルセンター、あるいはクリーンセンターでお勤めいただいている方々につきましては、50歳後半から60歳過ぎの方もいらっしゃるということでございますので、お勤めいただく部署によって、そういった方々の年齢構成になっているものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） とてもいい情報ですけれどもね。ベテランでありますから、それは結構な仕事をするでしょう。そして、採用するときにはどんな形かわかりませんが、働き手がより広域に来ているか、あるいは来ていないか、こっちから訪ねて行って採用するのかわかりませんが、前に働いていた職員が、有利性があるということはベテランということで仕事はかどるということです。

一方、年齢を考えれば、新しい人も入れていくと、その更新も必要だろうと思うので、聞きました。それであわせて、いいです、それは、答えは要りません。

つまり公共的な、特に行政ですけれども、身体障害者とか、そういう雇用法で決まっているんですけれども、それはどういう形で働いていただく仕組みをつくっていくのかということをお聞きします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） いわゆる障害をお持ちの方々の雇用につきましては、一時期大変国内でも問題になりました。当組合におきましては、先ほど来お話ししているとおおり、職員の総数の中で法定で雇用しなければならない数字につきましては、まず消防分野の職員は除かれる仕組みとなっています。残り136名のうちということになりまして、今現在は、その数値はクリアしているところでございます。

その障害の種類、あるいは度合いによっても異なるわけですが、先ほど来お話ししているとおおり、現業分野でお勤めいただいている非常勤職員の方々が多うございます。そういうことから、なかなか障害をお持ちの方々が勤めいただく分野としては厳しいものがございまして、今後、数値的にはクリアしてはおりますけれども、雇用につきましては、そういった年齢、あるいは性別等々を採用の際には付してございませぬ、当然のことながら。ということで、そういった方々も職場に適用できる方であれば、雇用の門を閉ざしているわけではないことだけは御認識いただければというふうに考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） もう一回、済みません。

そういうお答えでありますのが、確かにそうでありましょう。事務部門には会計年度任用職員はいるんですか。そこであれば、事務補助であれば、障害者雇用はできるだろうと思うんで

すけれども、現在、おいでですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 先ほど非常勤職員の方々の内訳を申し上げました。いわゆる事務と申し上げましても、施設整備課、業務課の中、リサイクルセンターは今は引っ越しして、向こうのほうで勤めて職場がございましては、その中におきましては、お一人ずつ非常勤の方がいらっしゃいます。あとは事務部門といたしまして、総務課、あるいは会計課、議会事務局等々につきましては、非常勤職員の雇用は行ってございません。正職員で何とかやっているということでございます。

今、お話ししたとおり、そういった事務部門であればお勤めいただくケースもございまして、なので、そういった募集をかける際には、法定の雇用者数はクリアはしておりますけれども、任用の際の門戸を閉ざしているわけではないということをお知らせしたところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 何回ももう一回、もう一回と言うんですけれども、済みません。今度でやめます。

つまり、事務部門はないということですが、広域の職員の状況も大体私想像がついているんですよ。結構まだプロジェクト事業で忙しい時期ですよ。その辺、どう終わったかわかりませんが、事務補助的な採用は今ないということですが、正職員が大分過剰負担にはなっていないでしょうけれども、そういう様子が見受けられますが、この際思い切って、そのもとを事務部門に会計年度職員、つまり事務補助の職員を使うことの検討はしていきますか。予定は全然ないですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員には御心配をいただきまして、大変ありがとうございます。

会計年度任用職員を任用する考え方といたしまして、任用することが目的ではございません。当然業務の中で、いわゆる補助的業務等々を担っていく人材として、正職員には至らないけれどもというところで任用しているのが現状でございます。

その中におきまして、御心配いただいております特に施設整備課の分野につきましては、今事務局といたしましては、大変煩雑で困難な仕事をしております。その中におきましては、それぞれの職種に応じた正職員、あるいは来年度から制度が始まる会計年度任用職員、そういった業務のすみ分けを行いながら、足らざる際には任用していきたいというふうを考えておりますが、今現在は現場の中で踏ん張ってやっていただいているという状況でございます。

（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

「日程第7 議案第23号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
(第2号)」

○議長（佐藤和好君） 日程第7 議案第23号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第23号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

お手元の議案書の5ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに3,763万1,000円を追加し、予算総額を82億3,489万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、6ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、7ページの第2表のとおり、1件を追加するものであります。これは、総務省消防庁より中型水陸両用車及び搬送車の無償使用配備が決定したことに伴い、鳴子消防署に保管管理を行うための車庫を建設する工事請負費として、令和2年度に3,930万円の限度額を設定し、予算の確保をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、7ページの第3表のとおり、1件を追加するものであります。これは、第2条の債務負担行為の補正で説明いたしました鳴子消防署車庫建築工事請負費に対

し、2,670万円の限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

次に、令和元年度補正予算に関する説明書について御説明いたします。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ・4ページをお開き願います。

2款1項使用料は衛生使用料で、昨年度末に加美清掃公社に対して土地を売却したことに伴い、土地の貸し付けが終了したため64万8,000円の減額、東部汚泥再生処理センターの敷地の一部を出来川左岸上流地区区画整理工事に伴う行政財産の使用を許可したことによる6万5,000円の増額で、合わせて58万3,000円の減額補正であります。

8款1項繰越金は、前年度繰越金であります。

9款2項雑入は、防災普及啓発推進事業助成金として50万円の補正計上であります。

10款組合債は消防債で、債務負担行為の補正で申しました鳴子消防署車庫建築工事に充てる2,670万円の補正計上であります。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

3款1項児童福祉費は児童福祉施設運営費で、産休代替による栄養士1名の増員に伴う賃金及び共済費の増により195万1,000円の増額補正であります。

4款2項保健衛生費は、古川斎場の雨漏り対策のため、屋根防水修繕料として1,034万円の増額補正であります。

4款3項清掃費は、熱回収施設等整備事業費及び中央桜ノ目衛生センター管理経費において、非常勤職員の通勤手当増により、賃金で8万3,000円の増額補正、備品購入費は中央クリーンセンターで使用する2トンダンプを新規購入するため、611万円の補正計上であります。

5款1項消防費は常備消防費で、地域ブロック合同訓練の事務引き継ぎ等による旅費の増により30万円の増額、地域防災組織育成助成金を活用した煙体験ハウス購入費で50万円の増額、消防学校教育関係受講負担金で14万7,000円の増額補正であります。

消防施設費では、初めに申しました中型水陸両用車及び搬送車の無償使用配備に伴う鳴子消防署車庫建築工事請負費の今年度対象分として、1,820万円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,763万1,000円を追加し、予算総額は82億3,489万4,000円となりました。

以上、議案第23号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 議会の役割だから執行部の皆さん、お許しをいただきたいと、またやります。

なぜ鳴子消防署の配備かと、ここに理由が書いてありますけれども、鳴子は山岳地帯といっ

たら山手でありますけれども、水の中を走る車のようですけれども。

○議長（佐藤和好君） 答弁。

小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

今回、無償貸与される車両につきましては、水陸両用車と搬送車の2台になりますが、水陸両用車は、不整地や泥濘地等の通常車両が走行できない悪路走行時にその性能を最大限に発揮する車両でございます。

過去にも鳴子消防署管内では、地震や大雨の被害により、道路通行どめや斜面、のり面の崩落等も発生し、大崎管内の土砂災害指定区域の40%以上が存在することを踏まえ、当該車両の鳴子消防署配置が最も災害対応能力向上に効果的と判断したものでございます。

当然ながら鳴子消防署管内に被害がなく、他管内において今回の台風19号のような浸水・冠水地域が発生した場合には、直ちに出動する体制や、気象等の条件により、あらかじめ車両を移動配置するなど、車両の特性を最大限に活用する出動体制を計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 理由はなるほどだと思いますけれども、この間テレビで千葉県でやっぱり川が越流して幼稚園児が閉じ込められたとき、この車両が活躍したとテレビでやっていました。

理由はそれぞれ結構ですけれども、なぜ上流に配置して、その理由からすれば下流にしたほうがより効果的かなと思ったものですからお伺いします。

実質、被害状況は、最近はずうっと下流のほうですな、大崎管内はね。近くに配備すれば、より効率的な働きができるんじゃないかということです。

○議長（佐藤和好君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） ただいまの御質問に対して御説明いたします。

当消防本部では、8・5豪雨災害時には2艇の救命のボートで災害対応をしております。その活動の反省を踏まえ、鹿島台分署に救命ボートを配置するとともに、各署に救助隊を配置し、救命ボートを配置して水害対応の強化を図ってまいりました。

9・11関東・東北豪雨の際には、5艇のボートを出動させ、関係機関と合わせて180名の人員を救出したところでございます。その後、田尻分署にもボートを配置し、現在は9艇のボートで第一義的に災害対応をする計画としております。

今般、配置されます中型水陸両用車も、今後の水害対応を含め活動してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） ボートは水がボートぐらいたまらないと活動できないんですね。これはちょっとボートが走らなくなると活動はできると思います。道路が冠水した場合ね。田んぼでも走ったときにね。ボートは水がいっぱいたまったときに活動できる。これはそんなにたまらな

くたって活動できると思います。何で一番東端でないのかという思いであります。

それから、あわせて訓練塔は必要ないんですか。どうするんですか、この訓練塔を解体するというんですけど、鳴子のね。

○議長（佐藤和好君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） 議員御指摘のとおり、ボートにつきましては、確かに水深がある程度必要になってきておりますが、経験してまいりました水害対応につきましては、全て消防隊員が水にぬれながらボートを引いて対応しております。実際にエンジン付きの船外機と呼ばれるスクリューを使った対応はしてございません。ですから、これまでの経験も踏まえましても、今ある9艇のボートで、第一義的には即座に対応できる体制のほうが効果的と判断しております。

もう一つ、訓練塔につきましては、消防にとって訓練塔は非常に重要な訓練施設でございます。供用開始から28年が経過した鳴子消防署の訓練塔に関しましては、外壁の剥離、躯体のひび割れ、雨漏り等が発生しており、その使用を制限しながら訓練を実施してきたところでございます。

訓練塔のあり方については、解体、修繕を含めて検討を重ねてまいりましたが、大規模施設整備事業が続く中で、その事業の実施については先送りをしてまいりました。今般、総務省消防庁から無償貸与車両が配備されることとなり、車庫建設にあわせて解体する計画としたものでございます。

今後、建設から28年が経過した鳴子消防署の庁舎整備計画にも検討していかなければならないと思っておりますので、訓練塔につきましても、その中にあわせて検討してまいりたいと思っております。

また、当分の間、主訓練塔を使用する訓練については、他の消防署にあります訓練塔の施設を活用して訓練を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 他の消防署の訓練塔を借りてということですがけれども、災害が多いと、だから車両のところを整備するんだと。主訓練塔は解体する。車庫の邪魔になるかどうか知りませんが、解体してほかの施設を使うと、何かちぐはぐな感じはしませんか。

私たちは素人ですからね。まあそうかなと思うんですけれども、プロがこういうことを考えると、もっと素人感覚に足りませんか。あと聞きませんから教えてください。ちぐはぐではないですか。

○議長（佐藤和好君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） 消防隊・救助隊の訓練につきましては、あらゆる災害現場を想定しながら実施しております。建物火災の進入や防御活動、あるいは崖下からの救出などの訓練においては訓練塔または庁舎棟を活用しております。一般住宅などの低層建物の火災対応や救助隊の基本的な活動に関しては、現在の副訓練塔、あるいは庁舎棟で訓練を実施すること

で隊員の育成は図れるものと考えております。

主訓練塔につきましては、15メートルの高さを有しておりますので、そういった高さを必要とする訓練に関しましては、他の管内の訓練塔を活用しながら、隊員の技術の向上に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それはやめます。

次にですね。ちょっとこれを見ますと車庫を実際、債務負担行為ね。6,600万、来年も解体と車庫の新築にかけるようで150平米と言うんですけどね。常には台車からおろしておいて、急を要すれば台車に積んで走ると。

私も素人ですから、常に台車に何か操作をすればすっと落ちて、つまり台車の上こうして位置づけておくことができないのかと、どこかに置くとさね。面積が半分で済むわけではありませんけれども、常に余り使わない台車でも。台車と水陸両用のやつを並べて150平米のものをつくる必要があるのかと。これも素人ですから申し上げられますけどな。

そして、何と申しますか、交付税措置を7割されるからいいんじゃないかという思いもないにしても、幾らかはあるでしょう。その辺のところ、そういう車庫はつくれませんか。

○議長（佐藤和好君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

車庫の面積につきましては、中型水陸両用車は車両重量が約3トンに及びますことから、常時搬送車へ積した状態で保管することとなりますと、搬送車のフレーム、サスペンション、タイヤに対して大きな負荷がかかり続けることとなりますので、車両の適正な管理のため、2台を並列で収納することとしております。

また、さきに配備された消防本部に聞き取りをいたしましたところ、同様に車両の管理上、並列して収納しているとの情報をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 質疑の聞き取り調査をいただきました。その聞き取りに沿って答弁要旨を用意してもらえばいいんですけれども、サスペンションとか、常に積んでいると私言いませんでしたよ、聞き取りはね。つまり、台車の上に何かの装備をして常にそこに乗っけておくと。災害のときに台車におろすと、聞き取りのときはそう言いました。だから、消防次長さんの答弁は、私の聞いている答弁ではなかったんですけれども、まあ、いいでしょう。

いいでしょうというよりも、納得はちょっとなかなか難しいんですけど、そういう発想は、私はプロにとっても必要だなという思いはします。かたくなに2つ並びで置かなきゃいけないんだということはわかりますけれども、やっぱり消防行政にそういう形で今後反映していただきたい。かたくなにそれを守る必要はないと、提案した理由も守る必要はないと。

それから、債務負担行為ですけれども、5%以内と、2年間ね、6,600万。解体に幾ら、車庫の新設に幾らかかるんですか。おおよその積算根拠、その3割は組合負担ですか、そのと

いうよりも総工費の、これから予算ですか。

○議長（佐藤和好君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

具体的な金額につきましては、今後、入札等も控えておりますので、控えさせていただきたいと思っておりますが、車庫の建築費用に関しましては、今回の6,600万に関しましては、解体費用と車庫の建築費用、それから附帯設備の建築等が入っております。

車庫の建築費用に関しましては、国の建築の単価の調査であるとか、あるいは面積は多少異なりますが、本組合庁舎の防災倉庫兼車庫、さらには大崎圏域防災倉庫が昨年建築されておりますが、それらと比較いたしましても適正であると考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 適正であるということですから、入札の段階ではっきりしますけれども。

それから利率5%の経緯ですけれども、大体上げるのはそんなもんで、実質はもっと安いよと。何で5%の数字を書いているんだと。気持ちはそうであっても、2%なり3%でもいいんじゃないかと。何で5%なんだ、今どきね。その構えですよ、私の聞きたいのは。お答えいただけますか。今0.何%の時代。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 財政所管しておる関係で私のほうから答弁申し上げます。

今般、補正計上となった理由といたしましては、議員既に御存じのとおり、地方自治法第230条第2項におきまして、地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利子及び償還の方法は予算で定めなければならないという規定に基づきまして計上しているものでございます。その利率設定が高いのではないかと御指摘でございます。

現在の低金利時代にございまして、5%というのは確かに高いものと感じられるところでございますけれども、まずもって、この議案をつくる段階で構成市町の予算計上の状況も拝見してございます。そうしますと、同様の利率設定を予算計上しているということ。さらには、融資を申し込む団体の貸付条件の利率設定を考慮に入れる必要がありますことから、当組合のみが非常に高利率の設定をしているわけではなく、この利率をもって借入れを行うものでもないということは、議員御存じのとおりでございますので、しかしながら、現実的には、令和元年8月に財政融資資金より新リサイクルセンターの建設事業で起債を行った際には、年利が0.008%という低金利での借入れを実際は行っているところでございます。

今後、御指摘の5%が3%だったらいいのかという議論にもなりますけれども、そういった状況を捉えながら、この利率設定は行っていきたいとは思いますが、あくまでもこれは限度額だという御理解はいただきたいというふうに考えるものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 限度額は理解はしていますけれども、局長の言わんとするところも理解はしていますけれども、市町村が5%ぐらいだと、市町村の負担金でやっている広域もそれに同

等だということじゃないでしょう。負担金をできるだけ少なくするにはどうかということを考えて、やっぱり利率も、時代おくれみたいな利率を今後参考にしていったってやっぱり決めてください。その構えだろうと思います、行政報告に財政の平準化と言っている。

以上、終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それでは、通告に基づいて質疑をさせていただきますが、一定程度理解している部分については省かせていただきます。

まず、2款1項1目の衛生施設等の使用料についてでありますけれども、これは説明をいただきまして理解をいたしました。10月1日から消費税が増額になったわけでありまして、本組合の施設等の使用料なり手数料の部分については、消費税込みということになっておりますので、その消費税の部分については、この預かり消費税と繰り出し消費税の絡みの中で、この許容範囲の部分なのかということをお尋ねいたします。

○議長（佐藤和好君） どちらですか。

茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 衛生分野の、いわゆるそれぞれの手数料等を理解させていただいた上で答弁を差し上げます。

この4月から150円、受け入れる場合についてはそういった改定を行っているものでございますけれども、それにつきましては、10月からの消費税の増税分を加味しているわけではなくて、実際に処理料に係る費用をもとにして設定したものであるということでございますし、それぞれ衛生分野でし尿等々の受け入れ等々につきましても、毎年度毎年度、その状況に応じた設定を随時行っているものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 質疑した意図は、消費税が事前に上がるということは大体想像できておって、10月に予定どおり消費税が設定になったということで、その使用料・手数料の部分については、これは消費税込みということになっていますので、その部分について使用料をいただいた部分と、それからあとそれを出す部分、一時借り受けして出す消費税の部分から、その差額を見た場合にそれほど大きな金額にならないのかと。

ですから、もし大きな金額であれば、多分いろんな形で踏み込む部分があるでしょうけれども、今回なかったということは、そこはさほど大きな部分ではないんだというふうに認識しているんでありますけれども、そういう形でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 議員のお話のとおりでよろしいかと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それでは、次に移ります。

桜ノ目の衛生管理センターの部分であります。これは増額ということでの説明でありました。行政報告によりますと、今年度の部分についてはふえてきているというような説明でありましたので、この浄化槽及び農業集落排水施設からの汚泥投入量が、前年度に比べて5%ふえているということでありました。しかし、毎年この部分については、一定量減ってきているというのが報告にあります。今回、このように投入量が5%ふえてきた主な要因というのはどの部分なのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 答弁。

柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 浄化槽等がふえているというような御質問ですが、今、市町村型合併浄化槽等、生活の水準に合わせていろいろ住宅のほうも改築が進んでおる状況でございます。それをもって浄化槽等の数字が上がっているというのが現状でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 了解をいたしました。

市町村型の浄化槽ということになりますと、それがふえてきますので、当然直接いただく使用料の部分については減ってきていると、そういう関係にあるんだというふうに理解をしております。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

3款1項1目の児童福祉施設運営管理費の増額と補正理由についてお尋ねをいたします。

これも行政報告の中にもありましたが、その部分の増額というふうに理解はするものでありますけれども、ただ1点、この部分については、多分ほなみ園の部分のかかわりかなというふうに認識をしているわけでありまして、今回、2人ほどふえたというような説明でありました。そうしますと、専門的な知見なり資格なり、そういった資格を有する方々が必要なのかというふうに認識しておるんでありますけれども、その部分については、既にもう見込んであるのかどうか、そういう方々がいらっしゃるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 山中ほなみ園長。

○ほなみ園長（山中政裕君） お答えをさせていただきます。

補正予算につきましては、今、議員からお話があったとおり、先ほど管理者から提案説明の中で、栄養士の産休代がえに伴う部分の主な要因でございます。

そして、園児がふえてきたということで、その対応はなされているのかということですが、その部分については、既に定員30名ということで、この間、来ておりますので、専門的な保育士が11名ほどおりますので、その中で対応をさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

現在ある職員の方々に、時間的な延長とかの関係でその辺を運用しているということの理解

でよろしいですかね。

ただ、こういった部分については、専門的な療養が必要になってきているということと、それから、そういう医療的ケア児の受け入れが年々増加していることに鑑みますと、やはり専門的な職員、資格の持っている方々について、いっぱいいっぱいではなくて、きちっとそれは見越して採用すべきだと思うのでありますが、採用計画を持つべきだと思うのでありますけれども、それは一定の定員枠という中であって、これ以上、それを受け入れられないということの前提であるがためにそういう部分に踏み込めないのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 任用の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員御指摘の非常に高度な専門知識を要する場面も当然ございます。特に医療的ケア児につきましては、いっときも目が離せないような状況でございますので、そのために看護師2名を雇用しております。

この看護師の方々につきましては、先ほど佐藤 勝議員にも御答弁申し上げました非常勤職員対応で対応してございまして、この看護師の方々の確保が非常に難儀している状況でございますが、今、何とか2名を確保して医療的ケア児を中心とした対応をしていると。当然この方々にはバスで通園しているので、同乗していただいております。

それから調理部門につきましても、非常に特殊な加工が必要であるということから、そういった部分が必要になってくるということでございますので、計画的に任用を図っておりますし、現在、ほなみ園ではそういった方々、再任用も含めると22名の方々に働いていただいておりますけれども、その中でも、特に勤務時間が充足するように、なるべく年次ではございますけれども、正職化の率を高めていきたいというふうに考えてございますが、当然のことながら、それにつきましても、負担金にはね返る話でございますので、そういった安全性と経済性を考慮に入れながら計画してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 質疑の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（佐藤和好君） 休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 先ほどお答えをいただきました、ほなみ園の絡みでございますけれども、今ある定員の中で障害のある方々に対する対応についてはしっかりしているという御説明でありました。

今般、大崎市も、県もそうでありますけれども、障がいのある人とのコミュニケーション手

段の利用を促進する条例というのを可決いたしましたして、その趣旨の主なものは、障害のある方々と、障害の程度の差こそあれ、そういった方々と市民の方々とのコミュニケーションを促進することによって、地域での活力につなげればという思いの条例であります。

この施設については、定員がもういっぱいだということが前々から指摘をされておりますが、毎年、そういった障害のある方々が受け入れられるような、そういう施設の拡大も含めて、しっかりとそこは計画的に実施していくべきだと思うのでありますけれども、そこは指摘をさせていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

4款3項1目の中央クリーンセンターの補正で自動車を購入する理由についてであります。当初予算に掲げております50万以上の備品台帳においては、普通車、軽自動車、貨物車を含めて14台と示されております。今回新たに、この自動車を購入しなければならない理由については、いささか場当たり的ではないのかなという思いをするわけであります。当初からこの部分についてはしっかりと計画を取り入れてやるべきだったのでありますけれども、急遽、補正をしなければならない理由について、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 中央クリーンセンター補正で自動車購入に至った理由について説明させていただきます。

令和元年度予算の需用費、修繕料で、19年間使用したことにより腐食が著しい2トンダンプの荷台修理の発注に当たり、指名競争入札を実施しましたが、不調となりました。再度2回目の入札を実施したものの、予定価格に達しなかったため、最低価格で入札した業者と協議を行いました。協議不成立で不調となりました。その後、今後の対応について担当課で協議した結果、2トンダンプの必要性は変わらないということから、自動車購入費で補正を計上したものであります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 御説明をいただきました。ありがとうございます。

長年使った2トンダンプについての経過については理解をいたしました。その部分については、きちっと対応すべきだというふうに指摘をせざるを得ません。不調があるということについては、一定程度予測される場面があったのではないかなと思うのでありますけれども、そのことも十分留意すべきだということをお尋ねしておきます。

ただ、この予算の中には重量税が、当初予算の中では重量税が27万1,000円予算計上されております。今回補正に至ったこのトラックについては、その重量税は込みされた金額なのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） 今回の購入につきましては、車検も含めたということで計上しております。重量税も含まれております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） これは、やはり別に補正予算計上すべきだったんじゃないかですかと。トラック購入と税金は別ですので、そこは指摘をしておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、常備消防の管理経費についてお尋ねをいたします。

消防学校の受講者の認識と庁用備品についてでありますけれども、内容は、庁用備品については宝くじ社会貢献広報事業ですか、というような一環のようでありますけれども、助成金50万円を活用し、煙体験のテントですか、これを買うということであります。

火災時における煙の怖さというのは、これを疑似体験させるということにおける煙体験ハウスは極めて重要なものであります。この在庫数ですね。現在抱えておる在庫数は幾らなのか、また更新計画についてはどういう計画を持っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず在庫数、保有数でございますが、現在、大崎消防で4消防署に煙体験ハウスを設置しております。これまで本事業を活用しまして、古川消防署、それから加美消防署、遠田消防署に配置したところでございます。

さらに、更新計画について申し上げます。

更新計画につきましては、破損等、劣化等が進んでいるものがありますことから、整備からの経過年数を考慮しまして更新計画をしているところでございます。今回の補助決定により、鳴子消防署と、それから遠田消防署のほうに煙中体験ハウスを更新する予定としております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） この煙体験ハウスは、疑似煙を出して、そこで体験していただくわけでありまして、その煙の発生の装置というのは、いろいろあるようではございますけれども、今回購入しようとしている部分についてはどういう煙の発生装置を考えたものなのか、少し具体的などころをお答えいただけませんか。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の整備に関しましては、煙体験ハウスのみ2棟を予定しておるところでございます。議員がおっしゃいます煙を発生する装置、スモークマシンと一般的に言っておりますが、その部分については今回は整備に入っておりません。ただ、現在保有している部分には、各4署ともスモークマシンは配備しております、そのスモークマシンを使いまして疑似体験をして、煙の怖さ、あるいはそういったものを広く体験していただいて、防災の向上に努めているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 現在保有しているスモークマシンを有効に活用してということでありませうけれども、そこは十分に活用していただいて、より効果が出るようなことを実施していただければと思います。

庁用備品の絡みの中でありますけれども、ここに庁舎見学、新庁舎の見学に参りますとパンフレットが準備してありまして、そのパンフレットに基づいて説明をしていただいているようであります。このパンフレットが何部ぐらいつくったのか。

また、そのパンフレットによって説明する方々の評判、説明いただいた方々のお話を聞きますと、大変に評判がいいようであります。限られた時間の中でしっかりと説明をしていただいて、疑問点には的確に答えていただいているということ。それから、あと救急消防隊が実演をしていただく部分については、極めて臨場感があって、緊迫感があって、大変に参考になったと。救急車に乗るまでの間のやりとりについても、非常に緊迫感があって勉強になったということであります。このことも関係している隊員の方々にもぜひお伝えいただいて、さらによりリアルに説明できるように訓練を積み重ねていただければという思いであります。もしパンフレットの部分でお答えできるのであれば、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 大石消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大石 誠君） それでは、総務課、大石のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員、お話があった部分につきましては、この本庁舎1階にありますタブレットによる火災通報の疑似体験、あと救急養成所の疑似体験のお話ということで認識させていただいております。

こちらのほうにつきましては、消防本部庁舎建設当時に、一般の方にそういった通報の体験をしていただくというようなこともありまして、普及啓発のために装備したものでございます。こちらのほうが、実際に119番するまでの経過について、そのタブレットで経験していただいて、さらには119番通報の中身を具体的に指示しながら内容を理解していただくということになります。

職員につきましては、当然その内容を踏まえまして、庁舎見学時に一般の方に、そういったものを使用いたしまして119番通報の理解に努めさせていただくということで活用させていただいております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。さらなる啓蒙活動と、来ていただいた来場者の方々に理解が進むように御努力をいただきたいと思います。

次に、消防学校の教育関係の自己負担金についてお尋ねをいたします。

入校者が54名、初任者10人が3回に分けてとか、大学校に3名ということでありました。消防学校に入校するまで、入校すれば、その心構え、具体的な職員の認識については、そういう教育を受けるわけでありませうけれども、それまでの間に消防担当として、そういった方々に

どういう心構えを指導するのか。

また、緊急時における消防隊において、非常に緊迫感を持って対応していただけるわけでありますので、ストレスも相当あるのではないかなと推測するものであります。また、そういった方々にチームワークをしっかりとって救急に対応していただくという部分もあるわけですので、その辺の対応について、隊員同士のチームワークなり相談体制、また今回入校するに当たっての心構え等はどのように指導しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 大石消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大石 誠君） それでは、お答えいたします。

まず、前段にお話がありました消防学校入校前の職員に対する教育の部分ですけれども、毎年4月に採用後、消防学校入校前に、数日ではあります、職場の研修がございます。こちらの職場研修におきまして、まずは消防本部、組合組織の概要、あと消防職員ですので訓練礼式等、あとさらには公務員としての服務、倫理について研修を行っております。また、短い期間ではありますけれども、消防車両や資機材等の取り扱い、消防活動や安全管理の研修を行いまして、消防学校へ入校することとなります。

続きまして、後段のほうですけれども、消防職員のストレスの部分になりますが、議員御承知のとおり、消防職員におきましては、24時間泊まり勤務、あとさらには災害活動の緊迫感によるストレスというものが多いものですから、その緩和のために常日ごろから職員間でのコミュニケーションを多くとるように行っております。災害現場で当然自信を持って活動していただけるように常時訓練を繰り返しまして、災害活動後はグループミーティングを行ってストレスを軽減させたり、あとさらには隊員の体調確認を行ったりということを行っております。また、あと定期的に所属長等による面接を行う等を行いまして、職員からストレスの相談できる体制等も整えるといった状況であります。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

せっかく志を持ってこの消防隊に入隊をし、途中で脱落することのないように、そこは鋭意仲間同士で、またそういう上司との関係もきちっと信頼関係を構築していただいて、そういったことのないように鋭意努力していただくことを指摘して、私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

「日程第8 議案第24号 平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について」

○議長（佐藤和好君） 日程第8 議案第24号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第24号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。お手元の平成30年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。

一般会計の収入済額は135億2,259万8,596円、支出済額は129億202万3,505円で、歳入歳出差引残額は6億2,057万5,091円の黒字決算となっております。このうち6,000万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れし、残りの5億6,057万5,091円は翌年度に繰り越しをいたしております。

構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き効率的な共同処理事務に努め、圏域住民皆様方の安心・安全のため事務事業を遂行してまいります。

以上、平成30年度の決算概要につきまして御説明申し上げましたが、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものであります。

なお、会計管理者から補足説明をいたさせますので、何とぞ御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤和好君） 次に、会計管理者から補足説明を求めます。

中村会計管理者。

○会計管理者（中村弥生君） 私からは、議案第24号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、補足して概要の説明を申し上げます。お手持ちの一般会計歳入歳出決算書の12ページ・13ページ及び議案第24号関係資料の1ページ・2ページの平成30年度一般会計決算比較表の歳入をごらん願います。

初めに、一般会計の歳入の主な内容について説明を申し上げます。

1款分担金及び負担金は、収入済額が116億4,017万330円で、主な収入は1項1目の市町負担金116億3,623万4,000円となっており、前年度と比較し、消防費負担金や震災復興特別交付税負担金の増により39億3,627万6,779円、51.09%の増となっております。

12ページから15ページをごらん願います。

2款使用料及び手数料は、収入済額が3億1,135万1,949円で、主な収入は1項1目の衛生使用料3,375万5,846円、12ページから15ページの2項1目の衛生手数料2億6,563万4,900円となっており、前年度と比較し、斎場使用料、じんかい処理手数料などの増により、85万5,486円、0.28%の増となっております。

なお、収入未済額の121万3,490円につきましては、平成21年度分のじんかい処理手数料で、平成30年度は1万2,000円の納入となっております。今後も、この未収金の回収には、なお一層努力してまいります。

14ページ・15ページをごらん願います。

3款国庫支出金は、収入済額が10億5,492万6,320円、全て1項1目の衛生費国庫補助金となっており、前年度と比較し、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金の増により7億5,263万2,280円、248.97%の増となっております。

4款県支出金は、収入済額が1,676万6,243円で、主な収入は1項1目の消防費県負担金の消防学校派遣職員給与負担金1,481万2,357円となっており、前年度と比較し、派遣職員の減や市町村振興総合補助金事業の減により、1,215万9,644円、42.04%の減となっております。

5款財産収入は、収入済額が3,169万8,142円で、主な収入は1項1目の利子及び配当金1,909万6,642円、2項3目の不動産売払収入1,260万円となっており、前年度と比較し、有価証券売払収入の皆減や土地売払収入の減などにより、財産収入全体で8,541万1,669円、72.93%の減となっております。

16ページ・17ページをごらん願います。

7款繰入金は4,766万4,000円で、財政調整基金からの繰り入れとなっております。

8款繰越金は3,971万7,548円となっており、前年度と比較し82万9,173円、2.13%の増となっております。

9款諸収入は、収入済額が2億8,329万3,464円で、主な収入は2項1目の雑入で、

内訳として、資源物売払料4,908万731円、指定ごみ袋売払料1億4,324万8,800円、障害児通所給付費6,241万9,330円となっております。前年度と比較し、資源物売払料、指定ごみ袋売払料及び障害児通所給付費の増や医療的ケア児支援促進事業の新規事業などにより、諸収入全体で6,126万2,420円、27.59%の増となっております。

10款組合債は、収入済額が9,690万円で、大崎広域リサイクルセンター建設に係るものであり、前年度と比較し5,120万円、112.04%の増となっております。

これらの結果、16ページ・17ページの一番下の欄でございますが、歳入合計は収入済額が135億2,259万8,596円で、前年度と比較し43億7,769万4,856円、47.87%の増となり、予算現額に対し100.21%、調定額に対して99.99%の収入率となっております。

次に、一般会計の歳出の主な内容について御説明申し上げます。

決算書の18ページから23ページ及び議案第24号関係資料の3ページ・4ページの平成30年度一般会計決算比較表の歳出をごらん願います。

2款総務費は、支出済額が2億7,664万2,388円で、主な支出は1項1目の一般管理費1億8,424万9,655円、20ページ・21ページの同項2目の財政調整基金費5,970万6,000円、22ページ、23ページ、4項2目の大崎ふるさとづくり基金費814万9,000円となっております。前年度と比較し、財政調整基金費で8,302万円の減額、大崎ふるさとづくり基金費で2,440万3,000円の減額などにより、総務費全体では8,721万9,213円、23.97%の減となっております。

22ページ・23ページをごらん願います。

3款民生費は、支出済額が1億1,386万9,665円で、児童福祉施設運営費の増や平成30年度より医療的ケア児支援促進モデル事業の新規取り組みにより、前年度と比較し1,563万1,313円、15.91%の増となっております。

24ページから29ページをごらん願います。

4款衛生費は、支出済額が66億8,434万1,024円で、主な支出は24ページ・25ページの2項1目の斎場管理運営費1億3,167万4,677円、24ページから27ページの3項1目のごみ処理施設管理運営費54億7,741万2,891円、そのうち大崎広域リサイクルセンター工事費が32億5,392万円で、工期が延長したことにより繰越明許費は5億4,877万4,560円となっております。

26ページ・27ページの同項2目のし尿処理施設管理運営費は8億6,479万2,393円となっております。また、同項3目の農林業系廃棄物処理事業費は1,056万277円で、処理事業の延期により繰越明許費が547万5,000円となっております。衛生費全体では、前年度と比較し28億9,765万1,382円、76.52%の増となっております。

28ページから29ページをごらん願います。

5款消防費は、支出済額が51億8,153万483円で、1項1目の常備消防費が24億1,760万2,738円、同項2目の消防施設費が27億6,392万7,745円となっており、主な支出は大崎広域消防本部・古川消防署建設工事請負費に26億2,356万4,640円、用地購入費に8,962万945円などで、前年度と比較し、消防費全体では11億6,619万7,360円、29.04%の増となっております。

28ページから31ページをごらん願います。

6款教育費は、支出済額が1億4,526万9,648円で、主な支出として、1項教育総務費で6,669万6,918円となっており、2項社会教育費は7,857万2,730円となっております。工事費などの減により、前年度と比較し、教育費全体で550万3,241円、3.65%の減となっております。

30ページから33ページをごらん願います。

7款公債費は、支出済額が4億7,978万3,595円で、地方債償還金の減により、前年度と比較し1億574万4,685円、18.06%の減となっております。

これらの結果、32ページ、33ページの一番下の欄でございますが、歳出合計は支出済額が129億202万3,505円で、前年度と比較し38億8,183万7,313円、43.04%の増となり、不用額は11節需用費や13節委託料など3,813万9,935円で、予算現額に対します執行率は95.61%となっております。

次に、一般会計の実質収支費等について説明を申し上げます。決算書の34ページ及び議案第24号関係資料の3ページ、4ページをごらん願います。

一般会計の歳入歳出差引額は6億2,057万5,000円で、このうち繰越明許費繰越額は5億3,811万3,000円となっており、実質収支額が8,246万2,000円で、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は6,000万円となっております。

以上、一般会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、歳入歳出決算書、財産に関する調書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員より提出されました決算審査意見書などを御参照願います。何とぞ御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤和好君） 続いて、監査委員から審査意見の報告を求めます。

宮崎監査委員。

○監査委員（宮崎正典君） 監査委員を代表いたしまして、平成30年度決算審査の概要について御報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、管理者から審査に付されました平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計の歳入歳出決算書及び附属書類について、その内容、計数の正確性、予算執行の適正性、財政運営の健全性、さらには財産管理並びに基金の管理運用の適正性を関係諸帳簿と照合し、詳細に審査を実施いたしました。

それでは、一般会計の総括を申し上げます。お手元の決算審査意見書の2ページ上段の一般会計歳入歳出決算総覧の表をごらん願います。

歳入総額につきましては135億2,259万8,596円で、予算現額に対する収入率は100.21%、歳出総額は129億202万3,505円で、予算現額に対する執行率は95.61%であり、歳入歳出差引残額は6億2,057万5,091円となっております。

次に、一般会計の概要を申し上げます。2ページ下段の表、平成30年度の欄をごらん願います。

歳入歳出差引残額6億2,057万5,091円から翌年度へ繰り越すべき財源5億3,811万2,560円を差し引いた8,246万2,531円が実質収支額でありまして、うち6,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、3ページ上段の表をごらん願います。歳入について記載しております。

予算現額134億9,441万3,000円に対しまして、収入済額が135億2,259万8,596円となっております。予算現額に対する収入率は100.21%となっております。収入未済額は121万3,490円であり、内訳につきましては、5ページ上段の第2款使用料及び手数料のじんかい処理手数料で、過年度分のごみ焼却処理料であります。前年度より1万2,000円減少しております。今後とも未収金に関しては、負担の公平性の観点から引き続き収入未済額の縮減に努めるとともに、不納欠損を生じさせないよう、適切な措置を講じることを望むものであります。

各款ごとの歳入状況につきましては、3ページから9ページ及び審査資料の18・19ページに記載しておりますので、詳細については省略をさせていただきます。

次に、歳出について申し上げます。9ページ下段の表をごらん願います。

予算現額134億9,441万3,000円に対しまして、支出済額は129億202万3,505円で、執行率は95.61%となり、不用額は3,813万9,935円となっております。

歳出決算額を款別に見ますと、最も多くの割合を占めているのが11ページの第4款衛生費66億8,434万1,024円で、歳出決算総額に占める割合は51.81%であります。次に、第5款消防費51億8,153万483円で40.16%となり、この衛生費、消防費で支出額の90%以上を占めております。衛生費、消防費ともに決算額の50%以上が工事請負費であり、熱回収施設等整備事業の一環として新設された新リサイクルセンター建設工事、大崎広域消防本部・古川消防署建設工事（組合本庁舎建設工事）として支出されたものであります。各事業とも計画的に執行されており、適正な運用であると認めたものであります。

その他各款ごとの歳出状況につきましては、10ページから14ページ及び審査資料の18ページから21ページに記載しておりますので、ここでは詳細については省略をさせていただきます。

次に、15ページをごらん願います。財産に関する調書について申し上げます。

公有財産の年度末現在高は、土地66万3,244.72平方メートル、建物の延べ面積は5万8,861.19平方メートル、無体財産権は商標権3件となっております。

土地につきましては、大崎地域広域行政事務組合本庁舎建設用地として610.11平方メートルを取得しておりますが、これまで貸し付けしていた土地2,064.55平方メートルを行政財産から普通財産に管理がえし売却したことにより、年度中に1,454.44平方メートル減少し、合計で66万3,244.72平方メートルとなっております。

建物につきましては、大崎地域広域行政事務組合本庁舎建設に合わせて車庫、訓練棟などを建設し、年度中に5,794.79平方メートル増加し、延べ面積の合計は5万8,861.19平方メートルとなっております。

無体財産権におきましては、火災予防を呼びかけるマスコットキャラクター「らいすくん」の登録により1件増加し、商標権が3件となっております。

また、50万以上の物品の増減内訳につきましては、決算書の財産調書に記載のとおり、洗車機等5機が増加し、消防専用無線装置など12機が減少し、年度末の物品の合計は219品で、前年度より7品減少しております。

この結果、年度末現在高は、車両91台、無線装置等3機、事務用機械器具等1機、試験測定器具等2機、救急機器等58機、救助機器等5機、視聴覚機器等10機、視聴覚教材10本、その他機器等39機となっております。

なお、これらの維持管理につきましては、良好であると認めたところでございます。

次に、各基金の運用状況について申し上げます。15・16ページをごらんください。

財政調整基金、大崎ふるさとづくり基金の運用状況は、16ページの表のとおりでございます。

財政調整基金につきましては、現金が2億761万4,808円減少しているものの、有価証券が3億円増加しており、年度中増減高は9,238万5,192円増加し、有価証券との合計は18億5,371万5,590円となっております。

大崎ふるさとづくり基金の年度中増減高は、通常分で237万1,000円、拠点分で577万8,000円、いずれも現金が増加し、通常分の有価証券との合計は12億2,215万3,096円であり、拠点分の有価証券との合計は12億1,155万3,429円となっております。

基金全体の年度中増減高は1億53万4,192円の増加であり、年度末における基金総額は42億8,742万2,115円となっております。有利な運用がなされているものと認めるものであります。今後とも、安全で、かつ効率的な基金運用を望むものであります。

さて、平成30年度は、組合本庁舎や新リサイクルセンターの建設により、130億円を超えるこれまでにない財政規模の事業が展開されました。組合の歳入の85%以上が構成市町からの負担金であり、今後も100億円を超える大規模事業が控えております。厳しい財政状況が続く構成市町の負担軽減に努めるためにも、有利な起債の活用や財政調整基金の計画的な財

源補填など、負担金の平準化を見据えた事業運営が求められます。当組合としては、中・長期的な財政計画に基づき、構成市町と協議し、理解を求めるとともに、行政コストを削減し、限りある財源で最大の効果が得られるような事業運営に努められ、圏域住民のための快適で満足度の向上につながる環境づくりと安全・安心な暮らしを支える事業推進に取り組みられるよう期待するものであります。

以上、平成30年度一般会計決算審査の概要について申し上げましたが、決算内容並びに予算執行状況については、いずれも適正、妥当であると認めたものであります。その詳細につきましては、お手元の審査意見書により御理解を賜りますようお願い申し上げ、審査意見の報告といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それでは、議案第24号の平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、通告に基づいて質疑をさせていただきます。

まず歳入、2款2項1目のじんかい処理手数料、収入未済額についてであります。

前半、監査委員から説明をいただきましたが、まず今回は御努力いただいて、前年度より1万2,000円収入をふやしていただいたということであります。平成21年にこの収入未済額が発生して以来、10年間たつわけでありますけれども、改めてこの内容について再確認をしたいと思えます。この事案についてはどういった経過によってこの金額が発生したのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 歳入未済額について御説明いたします。

平成22年1月分から3月分までのじんかい処理手数料が未納になっている状況です。未納が発生した当時から分納による納付などを働きかけておりますが、現在このような残高になっている次第でございます。

まず残っている未納分なんですが、平成22年1月分として5万6,890円、22年2月分として50万2,400円、22年3月分として65万4,200円、合わせて121万3,490円ということになっております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 平成22年からの内容について御説明をいただきました。

これまでいろいろと対策をとってきたというお話でありますけれども、この分納対策についてお尋ねをいたします。

現在、この会社については一定の業務を担っておると思うのでありますけれども、これまでこの分納についてはどういう対応をとってきたのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 現在、この会社は実質営業を行っていない状況でございます。それで

分納につきましては、当初、当社からいただいた分納計画に基づいて支払っていただいた経緯がありますが、会社が休眠状態ということでなかなか支払えないというような状況で、今、組合のほうでは、その都度、自宅にお伺いしたりして分納を進めている状況でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 営業停止中ということでありましてけれども、これは当初、平成22年度から既に営業停止というふうな現状だったのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 当時までは営業はしていたということで、このような残高が残っていたということになります。その後、収集運搬業については営業を停止しております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 不納欠損にならないような処理の対策としては、毎年、督促にお邪魔するという程度の対応しかできないのかどうか、それ以外の対応については考えがないのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） この件につきましては、昨年の決算認定の際にも相澤孝弘議員から御指摘を頂戴したところでございます。まずもって、その際に申し上げましたのは、地方税のように強制徴収権を有していないことから、私債権の性質として管理しているとお答えしたものでございますけれども、その後、この債権の性質をさらに精査しましたところ、強制徴収権を有しない非強制徴収公債権の取り扱いとなるということで判断しているところでございます。

つまり、公債権でありますけれども、国税徴収法に基づいた徴収が可能なものではないというところがございますので、これに関しましては、そういった債権の種類にかかわらず、これから、この未収金の状態では、これまでの実績を踏まえまして、あと120年もかかってしまうということになってございますので、今、業務課長が申し上げましたとおり、会社の実態が既に終了しているというところではございますけれども、何しろ私も強制徴収権を有しないということになりますと、国税徴収法にも基づかない、さらには我々、徴税吏員も持ち合わせていないという実態でございますので、それらの中で会社そのものの実態を把握するというすべについては、これからいろいろ研究をしながらも、完納に向けての取り組み、あるいは業者が事業休止状態であって、今後も将来に向けて再開する見込みもないというところを確認できた場合、また差し押さえの法的措置、あるいは裁判への提訴等々も踏まえまして、これにつきましては、当初の納付期限から既に10年が経過しているということがございますので、法的には資金力がない、近い状態にあるものとは推察できますけれども、その場合においては、地方自治法施行令に基づいて免除を行うことも可能だということも視野に入れながら、一刻も早くこの未収金の解決に今着手中でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 今、説明をいただいたわけですがけれども、法的手段については既にとるすべがないというような趣旨のようでありましてけれども、当然、会社の実態、また別な形をとって営業しているのかどうかも含めて、再度、専門的な業者に専門的な部分で調査を依頼し、しかるべき時期を見て一定の判断をして、いつまでもこれをずっと残しておくということのないように、そこはきちっと責任を持ってやるべきだということを指摘しておきたいと思っております。次に移ります。

4款2項2目の消防費の県補助金であります。権限移譲事務交付金でありますけれども、これはどういったものが県から移譲されて、金額については100万何がしでありますけれども、現在の事務体制で、現在の消防の体制で十分に担えておられるのかどうか、また現在の体制で過大な仕事になっておられないのかどうかも含め、その認識についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 二瓶予防課長。

○消防本部予防課長（二瓶敏之君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

権限移譲交付金につきましては、本来、宮城県が行う事務を県条例及び規則により市町村が処理することとなった事務に対する交付金でございます。当組合では、液化石油ガスに関する分と火薬に関する分が該当しているところでございます。地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行による地方自治法の一部改正により、平成12年4月から権限移譲に係る事務処理の特例に関する条例が施行されているところでございます。

具体的には、液化石油ガス及び火薬に関する申請や届け出の事務処理を行った実績件数、それから立入検査等を行った実績件数などにより交付されるものであります。

なお、件数につきましては、30年度の件数として、液化石油分としては26件、それから火薬分につきましては68件となっているところでございます。

議員が御心配されております現行の予防体制での対応についてでございますが、現時点におきましては対応が可能であると考えているところでございます。しかしながら、通常予防業務等を勘案しながら、引き続き実績の件数の推移について継続的に確認してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 現在の体制で何とかやりくりしているということでありましてけれども、季節的に重なる部分があるかと思っておりますけれども、事務に支障の来すことのないように、しっかりそこは予算措置も含めながら、職員の補充も含めながら対応することも必要だということをご指摘しておきたいと思っております。

次に移ります。

4款3項1目の清掃費、ごみ処理施設管理運営費についてお尋ねをいたします。

需用費と委託料の不用額についてでありますけれども、あわせて、し尿処理施設の管理運営費の需用費の不用額についてお尋ねをいたします。

委託料については一定程度理解するものでありますが、この需用費についての相当額の不用

額についての認識について、お尋ねをいたします。許容範囲のうちの不用額なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） まず初めに、ごみ処理施設管理運営費についてお答えいたします。

需用費、不用額については、3つのクリーンセンター、5つの最終処分場及びリサイクルセンターの積み上げで約309万円となります。その中で、旧リサイクルセンターの需用費が163万円と一番のウエートを占めております。この部分につきましては、新リサイクルセンターが令和元年7月より供用開始するために予算計上している磁選機ベルト修繕141万円の予算を執行することなく、新施設竣工まで延命できると判断したことによるものです。

次に、委託料の不用額250万円について説明いたします。

委託料についても各センターの積み上げとなります。こちら委託料につきましては、入札による各センターの執行残が主な要因となります。こちらのごみ処理……。

[発言する者あり]

○施設管理課長（横田宏幸君） ごみ処理運営費につきましては、当初予算額4億5,400万円に対しまして不用額が309万円、割合でいいますと0.68,1%以内ということで、我々が目指しているのもこの1%以内でございますので、こちらについては適正な金額だと捉えてはおりますが、今後も精度を上げて不用額を出さないような方策はとりたいと思います。

一方、し尿処理経費の需用費900万円ですが、こちら議員がおっしゃるとおり、この金額については、予算額から算定しましても2%を超えています。これにおきましては、不用額を出さないよう、今後は適正な執行を行うために積算段階の正確性と適正な精査を実施すべく、施設管理課全体での課題として捉えて業務に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

不用額が一定額を超える部分については、予算配分についても好ましくない事案であり、また関係する市町に対しても影響が生ずるわけであります。その部分については、積算根拠をしっかりとって、明示して、こういった過大な不用額がないように鋭意努力していただくよう指摘をするものであります。

次に移ります。

広域活動基盤推進事業における実情に合わせたパスポートの発行等、他圏域の状況把握、構成市町との連携強化や発行数の利用実態についてであります。一定程度聞き取りで説明をいただきましたので理解させていただきますが、ただ1点、広域で発行している、ゆめっこパスポートなるものが、実際これまで、平成16年から経過をして4万3,500部も配布したということであります。これはどの程度、こういった施設に活用されておるのかの実態については、これまでも把握することなく推移をしてきたわけであります。いろいろな利用実態を的確に把握する上でも、そういった工夫が必要ではないかなという思いでありますけれども、その

部分についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 大崎ゆめっこパスポート、通告をいただいていたので実物をお持ちいたしました。このかわいいパスポートでございます。これは、小学校1年生に入学された大崎圏域の児童の皆様配布しているものでございます。各圏域と協定を取り交わして、それぞれの施設にこのパスポートを持っていくと無料で入館できるという仕組みでございます。

数の把握につきましては、主要施策の成果に関する説明書の中で毎年御報告しております。本年におきましては、3ページの広域活動事業計画におけます各圏域パスポートにおける一覧入館者数を記載してございます。この表につきましては、当広域圏域にこのパスポートを使って入館された子供さん方の数字をお示ししているものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） 局長の答えについてはちょっとがっかりするんでありますけれども、私が質疑したのは、平成16年から配布した数、新しく入った1年生に対して毎年配布しているわけですよね。そのトータルが4万3,500部ぐらいになっているということでありました。その中で、この施設を利用した人たちが、せっかく配布しても利用していない部分がもしあると、その部分を有効に利用させるための工夫の一つの手段として実態をどう把握しているのかということでありまして。把握できないような状態でありまして、事前の説明ではそういうことでありましたので、そこは実態をしっかりと把握して、その活用している部分を、そのパスポートをしっかりと活用できるような工夫するための調査をすべきだということのお話を申し上げているのであって、その点について再度お答えをいただきます。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 言葉足らずの答弁、大変申しわけございませんでした。

今、このパスポートの仕組みにつきましては、議員お話しのとおり1年生からということですが、これが中学校を卒業するまでずっと持ち続けるということでございます。それゆえに、各施設の入館者のデータについて、それぞれこの子供、細かくいえば、どこに住まいする、どこ小学校の子供がどこの施設に行っているというようなところまで把握できているのかということになりますと、実際にこのパスポートを持って仙台の科学館に行きますという場合については、そこで提示をして、そこで入館できるという仕組みになってございまして、例えば窓口での提示を行うことによって、年齢や住所、学校について、その施設ですべからく把握ができるか、さらには配布してから数年たった子供さんが入った場合、そのときの状況を把握できるか、同様の答えになってしまいますけれども、その詳細に把握することにつきましては、現実的ではほとんど不可能であろうというふうに考えてございます。

ただ、将来さらに電子化が進むとか、そういう集計が可能な状況になった場合には、そういうことも可能ではないかなというふうに思っております。まさにもっと利用率を上げるよ

うにと、せっかくの制度なのでというところは当然認識してございます。それゆえに、構成市町と連携を強めながら、当初この制度を導入した趣旨が実現できるように頑張ってもらいたいと思ってございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） かみ合わない議論ですのでね。しかし、利用率の向上については一定程度同じ方向を見ているわけですから、あえてお話を申し上げるとするならば、パスポートを提示して割引料金が出るわけですので、そのパスポートの中身で、どこどこの学校、何年生ぐらいの部分については把握しようとするれば把握できるわけですので、窓口でね。それはお互いにそういう施設、協定を結んで、その理由は利用率を向上するため。せっかくこれまで4万3,000も、ずっと21年から、皆さんが構成市町で1億円基金の中から、こういったパスポートを発行したりして活用しているわけですよ。それをもっともっと向上させるためにも、こういった利用形態なのかという実態を把握するためにも、ただ割引したからっていいのかということからすれば、もうちょっと工夫すれば、そこはやるべきではないかなと、専門の方々であれば知恵は出せるわけですので、そこはあえて指摘をさせていただきたいと。そこはぜひお願いしておきたいと思います。

次に移ります。

ほなみ園の運営事業についてお尋ねをいたします。

監査意見書にもありますとおり、また主要施策の説明書にもありますとおり、各種団体がこのほなみ園についてはいろんな支援をしたりしております。現在明記されている団体のみが支援されておるのか、さまざまな団体が支援をしているのではないかなと推察するわけでありませけれども、主要施策の中にそういった団体名をきちっと明示することによって理解度が深まるのではないかなと思うんですけれども、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 山中ほなみ園長。

○ほなみ園長（山中政裕君） お答えをいたします。

各種団体の皆様には、園児に対しまして、園行事を通じて、心のこもったプレゼントや園児との交流への参加もいただいております。このことは、保護者ととも園職員一同感謝をしているところです。

主要施策の成果に関する説明の記載についてですけれども、かなり多くの行事がございまして、主に親子行事に関して、係る部分について掲載しているところでございます。この成果に掲載している団体については親子行事ということで載せておりますけれども、そのほかにも実は親子行事にかかわらない部分の協力をいただいている団体も実はございます。お名前を上げますと、JA古川のいちご部会さんとか、これは親子行事にかかわらない、園の子供たちにその時期にいただいでいて大変子供たちは喜んでいるわけでございますけれども、今、議員から御指摘がありましたとおり、今後は親子行事、そのほかかかわらず、御支援をいただいている団体様につきましては、掲載の方法の整理をこちらで検討いたしまして、掲載する方向で調整

したいと考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

ほなみ園の活動については、多くの方々が理解をし、さまざまな形で支援をしていることだろうと思います。そのことの一部であっても知らしめることについては大いに必要なことだと思いますので、その方向について御努力をいただくようお願いするものであります。

次に移ります。

消防・救急業務活動及び施設整備事業についてであります。

救急救命士の養成と実態やAEDの設置推進についてお尋ねをいたします。

主要施策の説明書にありますと、現在、救急救命士が持っている資格については、50名が資格を持っております。しかし、さまざまな部分で、例えば気管挿管認定者が23名であったり、また薬剤投与認定者が48名だったり、ブドウ糖の溶液投与等の認定者が46名だったりしているわけでありますが、この職員の人数からしますと、救急車に常時、こういった方々が乗車機会に対応しているとは言いがたい部分を読み取れるわけでありまして、現在、救急車が出動しても、すぐに救急病院に搬送される体制がなかなかとられておらないのが実情であります。そうしますと、救急救命士が救急隊の救急車の中で一定の処置をすることによって延命が図られるわけでありましてけれども、こういった部分についてどう認識をし、これからどう対応をしようとするのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、救急救命士50名、現在54名となっておりますが、気管挿管認定者の総勢は23名となっておりますのでございます。また、薬剤投与、ブドウ糖等は、ほぼ救命士数と同等の数となっておりますので、答弁といたしましては、気管挿管につきまして中心に御説明させていただきます。

現在運用している11隊全ての救急車に気管挿管が実施できる救命士を配置するには、3部制で33名以上が必要となっております。増員計画につきましては、気管挿管の認定を受けるためには、病院において一定期間の気管挿管実習が必要となっております。その実習につきましては、大崎市民病院へ依頼しているところであります。大崎市民病院では、研修医の研修や、ほかの消防本部の救命士の実習受け入れも行っていることから、これまで毎年1名ないし2名の実習受け入れの人数にとどまっておりました。

こうした状況につきまして、大崎市民病院と協議を重ねてまいりましたところ、御理解をいただきまして、今年度から3名の受け入れ協力をいただいたところでございます。気管挿管認定救命士の救急車同乗率を上げ、救命率を向上できるよう、なお一層努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

その乗車率が患者にとりまして、気管挿管の認定者が一定の定員になることによって救命率が上がるということが大きな期待になるわけですので、ぜひそこはなおさらの御努力をお願いするよう御期待申し上げるものであります。

次に、AEDの設置についてであります。

事前の説明の中でも、消防隊としてのやるべきことについては理解をいたしました。AEDが必要なので、主たる部分については設置をしてくださいというような広報が主な内容でありましたが、現在、設置されている状況については554と示されております。しかし、認識する上では、この数字についてはまだまだ足りないのではないかなど。また、年数が経過をして更新しなければならない部分もあるのではないかなど思うのでありますけれども、担当としてそういった認識についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 高橋警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

AEDは、電気ショックが必要な心肺停止患者に対し、早期使用することで、心肺再開率が高まる医療機器となります。平成16年の法改正により、一般住民によるAEDの使用が可能となりました。このことを受け、救命講習会等において、その使用方法を一般住民へ広く指導するとともに、公共施設や各事業所に対し、その必要性をあらゆる機会を通じ、設置促進に取り組んでまいりました。平成31年3月31日現在においては、554施設に638基のAEDを任意で設置していただいている状況でございます。このAEDを圏域住民の方々が有事の際にいち早く活用していただけるよう、大崎管内のAEDマップを活用、作成し、当消防本部のホームページに掲載しているところであります。

議員御指摘のとおり、その数等、足らないという部分がございますが、それぞれ救急車が到着するまでに、その付近、そういった部分のAEDの保管場所等をしっかりと住民の方々が把握していただきながら活用していただきたいということで、AEDマップをホームページに掲載しております。

ただ、その一方で、まだまだ一般住民によるAEDの使用実績は少ないと。引き続きAEDの設置促進と使用方法の普及啓発を図り、救命率の向上に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

このAEDの設置については、当然拡大することもそうでありますけれども、しっかりこれが運用できるように、本来であればこれは使わないほうがいいのでありますけれども、有事の場合については人の命を守る大事な部分でありますので、それを使うという部分については、圏域の住民の方々と十分にその辺を認識しながら、命を守る大崎圏域であるように御期待を申し上げたいと思います。

次に移ります。

大崎生涯学習センター事業についてお尋ねをいたします。

施設改修や各種教材の利用数の向上についてお尋ねをいたします。

説明をいただいて一定程度理解をいたしました。この利用率については、ことしはこの決算の上で減少があるけれども、実態については高い水準にあるという説明でありました。理解をいたします。

ただ、16ミリの映画フィルムについては、各構成市町の利用状況が極めてばらばらでありまして、全く利用しない市町もあります。こういったことの対策についてはしっかり対応すべきだと思うのでありますが、16ミリフィルムはこれから大変に貴重になるのではないかなと思うのであります。このフィルムについて、利用について拡大する対策についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 玉澤教育次長。

○教育次長兼総務課長（玉澤永吉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、16ミリ映画フィルムに関しては、まちによって全く使っていないというところもあるところがございますが、一方で16ミリフィルムは、臨場感や教育効果の面で、いまだ幼稚園や保育所の場で活躍しております。各学校に対しては、各学年の単元、カリキュラムに合わせて、センター所有の教材紹介を行う情報誌、お勧め教材というものがあるんですが、こちらを発行して情報発信、利用促進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） これまでもそういったやり方をして、なかなか普及してこなかったわけですので、特にこれを利用していただく学校関係者については直接お邪魔し、御理解いただけるような工夫をすべきだということをおえて指摘させていただきたいと思うのであります。ぜひそこは検討していただきたいと思っております。

また、当初予算で、生涯学習センターの施設についての調査予算を措置したように認識しております。その結果、地盤についてはどういう状態だったのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 玉澤教育次長。

○教育次長兼総務課長（玉澤永吉君） お答えします。

地盤沈下につきましては、9月に地下空洞探査を実施いたしました。この結果、中庭のインターロッキング部分、れんがを敷いている部分なんですが、ここにつきましては空洞は発見されませんでした。ただし、犬走り部分につきましては空洞箇所がございました。犬走りの部分は、コンクリートの厚さが結構ありまして40センチほどあるわけですので、落下する危険はございません。ただし、この部分も含め、今後有効な対策を検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

皆様はこの施設を管理するのは重要な責務でありますけれども、しかしこの施設を活用する部分も大きな仕事でもあります。この施設を安全に活用するためには改修が極めて大事でありますので、この改修のための実施計画もきちっと計画をし、施設を利用する方々に安全に対応できるような、また災害にもきちっと対応できるような施設にすべきだと思うのでありますが、そういった改修計画の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 玉澤教育次長。

○教育次長兼総務課長（玉澤永吉君） 議員おっしゃるとおり、計画性を持って進めてまいりたいと思います。ただ、そのような中で、時代に沿ったと申しますか、例えばなんですけれども、駐車場の街灯、今まで水銀灯だったんでございますけれども、それが法によって水銀灯は使われないという、今度はLEDにかえる予定があるんでございますけれども、そういった方法も順次入ってくる中で、先ほど議員がおっしゃったとおり、計画性を持って進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。残時間考慮。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

この決算書に示されている部分については、一定程度理解するものでありますが、先ほど指摘した部分については、次年度、来年度ですね、令和2年度の予算にきちっと反映され改善されるように切に要望し、私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号平成30年度大崎地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は、2時40分といたします。

午後2時26分 休憩

午後2時39分 再開

○議長（佐藤和好君） 再開いたします。

「日程第9 一般質問」

○議長（佐藤和好君） 日程第9 一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

2番佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

まず、被災ごみの迅速な処理についてであります。

行政報告にもよりますとおり、大崎管内も、構成市町も、大変な被害を受けております。負傷者は2名ということで、圏域全体で床上浸水や床下浸水など、最大の避難者の方々が避難されたという報告がされました。けさの新聞によりますと、具体的に住宅浸水が県内で1万8,000棟を超すということが河北新報に載っておりました。全壊棟数は大崎が最も多いということであります。全壊棟数が78棟ということであります。半壊については、圏域で、大崎市と関係する町ですと、美里なども含めますと、半壊については215件、一部損壊については190件、床上浸水については275件、床下浸水については646件、これは関係する町を集計したわけでありますけれども、かなりの被害が出てまいりました。これの対応についてお尋ねをいたします。

まず、この被害によって発生した稲わら等の大量の災害廃棄物の迅速な処理についてであります。

きょう御報告いただいた19号の組合における対応についてによりますと、搬入ごみについては、これまで1,212件、555トンの搬入がありました。これまでの日数から推測しますと、10月13日から27日までの搬入量でありますので、1日平均、14日間で割りますと、約40トンの処理がされてきたわけであります。昼夜を分かたず御努力いただいた関係する職員に改めて敬意を表するものでありますけれども、この災害ごみの部分については、実態についてどの程度把握をし、ストックヤードも含め、その部分についてはどの程度把握しておるのか。特に稲わらも含めて、その量についてどの程度把握をしておるのか、お尋ねをいたします。

また、処理日数については、平均しますと、ストックヤードも含めまして計算しますと、か

なりの日数がかかるのを推測するわけでありませうけれども、その処理日数についてどの程度必要なのかと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、計画的な処理はもとよりでありますけれども、広域的な処理、特に被災市内、広域的な処理については当然必要だと思っておりますが、管理者においても、これまでも十分にいろんな形で御努力をいただいたことについては理解するものであります。しかし、きょうの新聞にもありますとおり、この災害ごみについては保管する場所についても限界があるということの話が載っておりました。また、処理するセンターにおいても、ごみ処理が進まなければ復興につながらないと、国と県は早急に方針を示してほしいという話が載っておりました。そうしたことも含めながら、この広域的な処理についてはどのように対応しようとするのか、お尋ねをするものであります。

また、被災した家電製品の修理とリサイクル法についてお尋ねをいたします。

家電リサイクル法においては、災害廃棄物については各種段階に応じて処理をするようになっていっていると思っておりますが、この被災を受けた対象製品は、リサイクル法においては義務的に家電製品は分別処理をしなければならないとなっておられるのか、またもしなっておらないとするならば、その処理方法についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、斎場整備事業についてお尋ねをいたします。

これまでもいろいろな形で、この候補地については御努力をいただいているわけでありませうけれども、最終候補地については、実際に地域の方々と協議をし、理解をいただいて調査するというところであります。しかし、それ以外についても二地区について誘致運動が進められてきていると認識をしております。この最終候補地に固執することなく、できるだけ経費のかからない負担軽減につながるような措置を検討するべきだと思っておりますが、固執する理由についてお尋ねをいたします。

また、広域人口の減少や財政負担についてであります。圏域人口については人口減少が顕著にあらわれてきているものであります。特に今回説明されております涌谷斎場については、延命措置をし、整備計画を進めるということであります。この延命計画によっては、時代に対応し、人口がさらに減少した場合の延命措置の斎場についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、農林業系廃棄物の試験焼却についてお尋ねをいたします。

放射線セシウム濃度の測定結果についてであります。この部分については我々にも十分に情報提供をいただいております。ただ、地盤の定点観測の放射性セシウムの濃度と、それ以外の観測箇所における濃度に極端な開きがないのか。これまで大崎市の全協なりでも出ておりますが、極端な観測箇所があるような話が出ております。そういった開きがあるのかどうか、その認識と対応についてお尋ねをし、1回目の質問にかえさせていただきます。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤講英議員から、大綱3点御質問を賜りました。順次お答えしてまい

りたいと思います。

まず第1点目は、被災ごみの迅速な処理についてお尋ねでございました。

まず、稲わら等の災害廃棄物の実態把握と処理日数のお尋ねがございました。

議員からも御紹介がありましたように、今回の台風19号、限られた期間の中に、集中的に広域的に大雨・豪雨災害ということでありまして、特に大崎耕土のように山から急峻な形で大雨が流れてくると、受け入れる平野部が非常に緩やかな地形であるということがありまして、なかなかこれがのみ切れなかった状況で、堤防決壊ということで、住宅の被害、農地の被害、農業施設の被害等々が甚大でございます。それぞれ今、懸命の復旧活動をしておりますが、被害の状況を各町等々でも把握に努めておりますが、日一日一日被害が、地震のときと違って目視でわからない分の被害がどんどん出てまいります。そういうこともありまして、全体を把握しているところではございませんが、特に大きな被害を受けた古川、あるいは涌谷等々の被害統計からすると、住宅被害だけでも1,000棟以上になるだろうと、あるいは農地被害でも2,000ヘクタール以上になるだろうと思っているところでありまして、その今、懸命の実情把握と復旧活動を行っているところであります。

従前の水害の被害のときに加えて、今回は稲刈りが終わった直後ということで、これまでに体験したことのないほどの稲わら被害が大量に発生をいたしております。よって、今回は、環境省も、政府も、稲わらも災害ごみという認定をいただいて、災害廃棄物の処理と同じような形で処理することも対象に加えていただいたところではありますが、懸命に今、家庭から出るごみ、あるいは農地から出る稲わら処理、それぞれごみ処理を行っておりますが、排出してもしても取り切れない状況ということでもあります。

各町で今、大崎管内で今10カ所のストックヤード、仮置き場をつくっておりますが、ほとんどの仮置き場が満杯状況であります。報道されている状況が大崎市の場合もあります。よって、新たな仮置き場の確保等々も懸命に行っておりますが、同時に今回の災害、東日本大震災のとき同様に広域的な処理を要望いたしているところであります。広域的な処理の一つには、2次的ストックヤードを国有地、あるいは県有地、民有地、これらをぜひ確保することを国・県にお願いしているところでもあります。大量のごみでありますので、分別して、その出口を見出すためにも、1次ストックヤード、仮置き場所は狭隘でありますので、その場所でなかなか分別が難しいということでもありますので、より広いところで分別をすることも含めて、2次的ストックヤードの取り組みを今お願いしているところであります。

何カ所か御紹介もいただいているんですが、山手であったり、アクセスが弱かったりということもありまして、なかなかベストの、ごみの量の大量に出るところの近くになかなか広大なストックヤードを確保いたしかねていることが実態であるところでもありますので、今、一自治体単位だけではいかんともしがたい状況でありますので、広域的処理、これは他県も含めて、他県でも今、その応援体制の取りまとめもいただいているところであります。ストックヤードの処理と、あるいは災害ごみでありますから、焼却処分というときには、本組合にも3

つの焼却施設がありますが、満杯状況でございます。大崎の3つの焼却施設だけでございますと、数年にわたるだろうということでもありますので、焼却施設も広域的な処理を東日本大震災のときに倣ってお願いしているところでもあります。東北他県でも余裕の、今、聞き取り調整をさせていただいているところでもありますので、そのような形で処理をと思っております。

あわせて、特に稲わらについては、災害ごみとして処分することも今回は特例的に認めていただきますが、その稲わらによっては、資源ごみとして活用する方策も、環境省や農水省のほうに今、御提案を申し上げているところでもあります。具体的なメニューはまだ出ておりませんが、有効的な資源として活用する方策も強く申し入れをさせていただいているところでもあります。そういう形で、資源としてもう一度使うこと、災害ごみとして焼却等々に回すもの等々を今、国・県の力もおかりしながらも取り進めているところがございます、全体の数字をはっきりつかみかねていること、今後の処理日数の見通しについても単独では大変に難しいことでもありますので、広域処理をお願いしているところがございます。

次に、被災した家電製品の処理とリサイクル法についてでございますが、今回の災害により、床上浸水などによる電化製品等が大量に排出されており、現在、市町で設置したストックヤードに保管されている状況であります。今後の処理方針は、一括して災害廃棄物処理するのか、家電リサイクル法により処理するのか、市町と協議を重ね、対応してまいります。今後、災害廃棄物量が相当量見込まれることから、市町と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、大綱2点目の斎場整備事業についてお答えしてまいります。

初めに、最終候補地に固執する理由についてでございますが、これまで議員皆様に報告し、御了承いただいて進めております本事業は、平成28年度に策定いたしました新斎場建設候補地選定等業務により建設候補地を4カ所周辺として進めております。この経過を踏まえ、今年度から最終候補地での用地取得に向けた地質調査等業務を実施するもので、計画どおり進めているところがございます。

現在、組合の建設候補地以外で要望されている場所につきましては、最終候補に決定されなかった場合、次の段階として改めて候補地選定の手続を行うものと考えております。

広域人口の減少や財政負担と斎場整備計画についてでございますが、平成24年度に策定いたしました大崎広域斎場基本計画では、将来、東西に2施設を整備することとしており、新斎場は古川及び松山斎場を統合し、涌谷斎場については耐用年数の関係から当面は継続使用することとしております。涌谷斎場の改修等を施し、延命を図ることで、新斎場の火葬炉など2基分の建設費を低減し、でき得る限り構成市町の負担金の縮減と平準化を図ってまいります。

なお、斎場基本計画では将来の火葬需要を予測しており、施設利用のピークは団塊の世代が高齢となり利用される時期である令和12年から令和26年とし、その後減少していくことが示されております。このことから、将来、広域人口の減少や施設の稼働率を見きわめなどしながら検討してまいります。

次に、大綱3点目の農林業系廃棄物の焼却試験に係る放射性セシウム濃度の測定結果について

てでございますが、試験焼却期間及び検証期間を含め定点観測の放射性セシウム濃度については、各焼却施設及び埋立施設敷地、境界4面での職員による測定を実施、敷地内モニタリングポストを照らし合わせながら焼却処理を行ってまいりました。その結果、焼却施設、埋立施設いずれにおいても、空間線量に特段変化は見られないことが確認できております。

また、焼却施設での排ガス測定及び埋立施設での放流水などの放射性セシウム測定においても、全て不検出の結果が出ております。このことから、一般ごみとの混焼による処理に問題がないと確認をしたところでもございます。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） それぞれありがとうございます。

再度お尋ねをいたします。

まず、1回目の質疑、稲わらの大量廃棄物の迅速な処理についてであります。

管理者はこれまでも、国のほうに再三にわたって、災害廃棄物の処理について鋭意精力的に要望してきていただいていることに感謝を申し上げるものでありますが、その折に国の感触なりお答え等について一定の方向が示されておるのではないかなと思うのでありますが、そういう認識についてはどうなのか。特に稲わらについては、管理者も前から言っておるとおり、この3つの処理施設では無理だということは前から言っておったわけでありますので、広域処理については国が中に入らないと進まないというような認識を、時折話を聞いております。そういったことも含めながらどういう感触なのか、お答えできればお尋ねをするものであります。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 広域処理については、今回の発生量が非常に多いこと、特にこれまで経験したことのない稲わらということの特異性もありまして、災害発災以来、ずうっと呼びかけをし、環境省、農水省、内閣府の方々がおいでをいただいた折、こちらからもお邪魔させていただいて、最も強く要望してきたことの重点の一つでございます。事の重大さというのを関係皆様方、御理解をいただいておりますので、必ずや広域処理という形で動いていくものだろうと期待をしながら認識しております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

きっとその方向に行けるものだと私も思っておりますが、それまでに、今、御説明がありましたけれども、2次的なストックヤードの部分についての検討でありますけれども、この部分についてできるだけ早く対応しなければ、また別な形で、いろいろな形で不満が出てきて、地域の方々に対するそういった問題が出てくるのではないかなと心配するものであります。

2次的な部分については、先ほども説明があったとおり、施設被害を受けたところからは非常に遠いといったところもあるわけでありますが、その部分については、近年、この近くには2次的なストックヤードについてはどうも無理だというような認識でいるのか、その辺について再度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今、各市町におきまして、このストックヤードの問題が非常に急務の課題となっているところでございまして、圏域で調べたところ、1市2町では、10月25日現在ですが、大崎市で10カ所、加美町で1カ所、涌谷町で3カ所の合わせて14カ所が開設されているという情報をいただいております。

なお今後、これは大崎広域の埋め立てが終わった部分の一般廃棄物の処理場の上の部分になりますが、この辺も検討課題には上げているところでございますので、そういったことで今後、関係市町と協議をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

この部分については、災害廃棄物の処理については迅速に対応しなければならないというのはお互いに共有しているわけでありますが、ぜひ迅速にというふうをお願いせざるを得ないわけであります。実態の量の把握、目視でありますけれども、組合として現場等に赴いて目視をすることによって一定程度の把握ができるのではないかなという、これは素人の判断で申しわけないんでありますけれども、組合が行って目視をすることによっての一定程度の判断ができるのでは、そうすることによって関係する市町に余り負担をかけないで、処理の計画性の実現が見えてくるのではないかなと思うのであります。組合として現地に赴いて、そういった把握に努める考えがないかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） まさに今、御指摘のとおり、この14カ所につきましては、私どもどの程度あるか、専門の業者も連れながら、いろいろなごみが分別されないまま置いている箇所もあるように伺っておりますので。まず、稲わらが1つ。それから、もう一つは一般ごみです。ね、量とかそういったものがあると思います。もう一つは家電です。ね。こういったものがきちっと分別されて置かれているかどうかも含めて確認する必要がありますし、それが分別されていないとなりますと、処理にも相当時間がかかるということになりますので、そういった実態把握は組合としてもしていきたいと。

なお、この部分については、市町が積極的に把握するということが大事でございまして、そういった働きかけも行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。実態把握がつかめなければ計画性が出てまいりませんので、そこは迅速に対応していただきたいと思うのであります。

管理者がおっしゃってございました稲わらの部分でありますけれども、資源物としての利活用についてでありますけれども、一言お話し申し上げさせていただくならば、十分管理者も理解していることなので、それでもあえて申し上げとするならば、稲わらについては、さまざまなものが流れ込んでおりますので、果たして資源ごみとしてどの程度利用できるのかについて実

態を把握すべきだと。特にそういった廃棄場の部分については、一気に流れ込むことによってさまざまなものが、この間目視させていただいた部分についても、ドラム缶だったり、あるいは缶詰だったり、缶だったり、さまざまなものが、木もありました。それを資源ごみとしてやる部分については、燃やさなければならぬ部分と資源ごみとしてできる部分については十分そこは御理解していると思うのでありますが、あえてそこは指摘させていただいて、資源ごみとして利活用できる部分については、それをしっかり対応していただくように望むものであります。

さらに、この間回ってきて感じたのでありますけれども、一部地域の方々が一時的に道路の脇に稲わらを置いておいた部分から煙が出ておりました。消防関係の方々も、消防団も含めて巡回をしていただいていることについては感謝を申し上げますけれども、その部分からしますと、これは余り時間を置けないのではないかなど。その部分について、ぜひ早急に、もちろん管理者はその辺についてはじくじたる思いは十分理解するものでありますけれども、あえて言わせていただければ、そこは迅速に対応して、その部分についても資源ごみとして対応できる部分があるならば、それはそれとして早急に、そういう施設で資源ごみとして堆肥化できるなりする部分については処理をするなりして、それをやはり1回にということではなくて部分的にやるべきだということを、十分に御理解だと思っておりますけれども、あえて指摘をさせていただきます。

次に移ります。

リサイクル法の関係でありますけれども、今、副管理者がお話しいただいた中でも、家電製品と災害ごみをごちゃ混ぜになっている部分が多々あることは、私も回ってみて理解をいたしました。その中で、被災したごみの中で、リサイクルとしてできる部分と、それからこれは災害ごみとして処分すべきだという部分はきちっと整理をして、資源ごみは資源ごみとしてそれを活用するということも、資源の家電リサイクルとして活用できる部分については十分に対応していただきたい。ただ、それ以外の部分については、わからぬから、泥からみんなまじっちゃって、テレビも、洗濯機も全部一緒になって泥にまみれているような状態でありますので、特にテレビの部分については非常に問題だろうと思います。その部分については、専門的な部分も含めながら、きちっと対応していただくように再度お願いするものでありますけれども、テレビの部分について、もしテレビの処理について専門的な知見を持っていらっしゃるのなら、お答えをいただきたいと思うのであります。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 家電リサイクル法に関してなんですけれども、冷蔵庫や洗濯機、テレビ、そういうものについては、家電リサイクル法にのっとって通常は処理しております。今回のような大規模災害におきましては、災害廃棄物として処理するのか、リサイクル法にのっとって処理するのかは、判断は一応市町のほうで判断することになります。議員おっしゃるとおり、すごく傷んでいたと、これはリサイクルできないという判断の指標も市町のほうに国のほ

うから今回通達で来ております、この程度なら大丈夫ですよということで。その部分も写真つきで来ておりますので、市町の担当課がその部分を判断して、リサイクルに向けるのか、災害廃棄物として処理するのか、判断することになると思います。

どちらにいたしましても、リサイクル法にのっとった処理をしたとしても、廃棄物処理というような形で処理したとしても補助対象になるということでございますので、お答えとさせていただきます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

災害処理として処理する部分と、リサイクルによって資源を利用できる部分との判断については自治体が判断ということでありますので、その情報伝達については、しっかりと通達していただくようお願いするものであります。

次に移ります。

斎場整備についてお尋ねをいたします。

これまで随分いろいろと議論をし、管理者としてもいろいろと頭を悩ませ、最後の候補地として、この候補地として踏み切ったんだろうという思いをするものでありますが、ただ1点お尋ねしたいのは、これから調査に入って、この地ではどうも無理だという部分の判断についてはどのようなものが想定されるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） まずD候補地以外での再検討ということが、今後考えられる部分が2つございます。1つは、地質調査によりまして、この地域に軟弱地盤があると、そして建物等が建てられない場合が1つあります。今度の調査では、これを最優先的に調査いたしまして、まず地盤のところを重点的にさせていただきたいと考えております。

2つに、全体調査をした結果、これまで皆様に概略の予算を出しております。この予算を相当数大幅に増加するといった場合には、再検討の余地があるのではないかと考えているところでございまして、今のところこの2点に該当した場合のみ違う地域の検討、それも要望書を頂戴しておりますので、その2カ所を中心に検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

副管理者の部分については、お答えいただいたのはもっともだろうと思います。いずれも財政負担を伴い、次の時代に大きな負担が生じることのないような対応については、ぜひこの2つの部分については十分に配慮して対応していただくことをお願いするものであります。

次に、農林業系廃棄物の試験焼却についてお尋ねをいたします。

2番目の部分でありますけれども、これまで大崎市の全協か何かで出ていた部分については、定点観測以外で高度のセシウム濃度が発生しているんだと、数値として出ているんだとい

うことでありました。しかし、我々に示された定点観測については、それが出ておりませんので、そういった場所についてもあえてそこを調査するというか、定点観測以外の部分について観測する意図があるのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。

○施設管理課長（横田宏幸君） ただいまの御質問にお答えします。

空間線量については、うちのほうで捉えておりますのは特段変化は見られていないということでございます。そして、うちのほうで捉えているのが土壌ですね。定点観測におきまして大崎市で実施した土壌検査については、岩出山地区、宮沢地区、桜ノ目地区ですかね、こちらの測定値が若干上昇したとのお話は把握しております。しかし、その上昇が焼却に起因していないことが、排ガス測定がこれまで不検出という結果ですので、それは組合としてはあくまで、その後はガイドラインに基づく維持管理を実施すること、特に焼却施設の排ガス及び飛灰、焼却灰の測定結果、埋立施設での放流水、地下水等の測定結果が基準値以内になるよう管理し、地域住民の方々が安心・安全な生活ができるよう努めていくのが組合の課題だと強く認識し、試験焼却に取り組んでおります。

それで、上昇はしておりませんので、特にうちのほうでは上昇したというところに出向いて空間線量測定をするということは考えておりませんので、あくまで施設内の管理がうちのほうの課題だと捉えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤講英議員。

○2番（佐藤講英君） ありがとうございます。

多分、土壌検査の部分での高さの話だったのではないかなと。私は記録しているわけではないので、聞いた話、今、私が聞いた部分についての思いをお伝えしたわけではありますが、多分土壌検査の部分だったのではないかなという思いをするわけでもあります。いずれにしても、そういった部分については十分に敏感に反応していただいて、いろんな部分で風評被害などの出ないような対応をしっかりと対応していただくことを要望するものであります。

これまで、3つ通告をさせていただきまして、それぞれに御回答をいただきました。特に災害におけるごみの迅速な処理については、当然、管理者等についても理解しているものだと認識はしておりますが、あえて申し上げるならば、この部分についてはさまざまな知恵なり人材、職員などを頼りに対応しながら、被災ごみの迅速な処理については、とにかく早急に対応していただくことをあえて私からもお願い申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

4番氏家善男議員。

質問の前に、前任者と似たような項目もありますので、極力重複しないように考慮願います。

○4番（氏家善男君） それでは、ただいまから通告に基づいて、1点だけ通告してございます。

ただいま2番の佐藤講英議員が台風関連の関係で御質問をいたしました。重複しないように

という議長のお話でございますので、その点については省かせていただきます。

今月12日から13日にかけて台風19号に見舞われました。気象庁では台風が本土上陸以前から最大限の警戒を呼びかける大型台風であったように、本地域でも吉田川や渋井川の決壊により多くの災害が発生をしております。災害状況においては、10月21日現在の状況が行政報告で市長のほうから報告されました。また、先ほど佐藤講英議員からは10月29日1時現在の被害状況が、きょうの河北新報で掲載されているようでございます。大変な被害をこうむったということでございます。被災世帯からは、畳や家財、電化製品など、使用不能となった災害ごみが多く出ておまして、さらにはほとんど終えた稲刈りにより稲わらの流出、堆積が大きな痕跡を残してございます。

このような状況を踏まえて、今後の災害ごみの処理について何うということで通告をいたしました。1番目のストックヤードの箇所数については、先ほど14カ所というような答弁がございました。

2番目については、いろいろ情報が錯綜しておりまして、今回のいろんな変更があったわけでありまして、クリーンセンターへの搬入期間が10月13日から10月22日というようなことではございましたが、10月31日というようなことでもございます。さらに、この間の19日と20日、土曜と日曜なんです。搬入できないということが最初であったわけでありまして、これも管理者の報告では土曜も日曜も対応したというようなことでもございました。ただ、この点については、先に情報が流れた地域においては、何で土曜・日曜は搬入できないのやというような行政への対応に対する不満とかが出ておますので、こういった情報を流すときには慎重な対応が必要でありますし、確実な情報を流すことが必要ではないかなと思っておりますので、所感を伺いたいと思います。

次、3つ目でありまして、通常の焼却処理業務に加えまして、このたびの災害ごみの処理を加えた今後のクリーンセンター稼働計画、処理期間の見通し、先ほど3年ぐらいかかるんじゃないかというようなお話でございましたが、それらについて改めてお話しすることがあれば、お願いしたいと思います。

さらに、4つ目としては、流出した稲わらは、ごみがまじっていたり、一部油の汚染も報じられてございます。堆肥化の可能性もありますけれども、処理の方針についてお伺いしたいと思っております。

5つ目でありまして、今回、台風19号関係には激甚災害指定が指定されるようでございますが、管理者、副管理者、あるいは広域の消防本部を含めて大変奔走していただきましたけれども、災害ごみにかかわる国や県からの財政支援の見通しについてお伺いいたします。

最後、6点目でありまして、災害ごみ処理にかかわる構成市町の負担、これについてのどのような形になるのか。国の財政支援があれば、それだけ負担は減るわけでありまして、その見通しについてお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 氏家善男議員から、台風19号による災害ごみの処理について絞って御質問を賜りました。

初めのストックヤードについては、御理解をいただいたということでございます。先ほど佐藤講英議員の質問のとき10カ所と申しあげましたのは、大崎市の分が10カ所で、金森副管理者から御紹介がありましたように、加美町で1カ所、涌谷で3カ所と14カ所開設しておりますが、先ほど申しあげましたように、あっぷあっぷの状態になっているところでございます。新たなストックヤードの確保に、今、努力をしているところであります。

また、クリーンセンターの搬入に関する記載等々についてのどたばたの御指摘をいただきました。大変に申しわけなく思っているところでございまして、水害の事の重大さということが次第に被害が明らかになってまいりまして、土日も、あるいは当初設定した日程も大幅に延長してきたところでございまして、この間の見通しの甘さは、おわびを申しあげたいと思っているところであります。

現在、3施設とも10月末までの受け入れですが、それだけでも処理し切れないということの認識から、11月以降につきましては、中央・東部クリーンセンター及びリサイクルセンターで11月10日日曜日まで継続して対応していくことにいたしているところであります。この間、ボランティアの方々、あるいは消防団の方々、自衛隊の方々、たくさんの方々にも応援いただきましたことに感謝申し上げたいと思っているところであります。

次に、通常の焼却処理業務に加えて、災害ごみの処理を加えた今後のクリーンセンターの稼働計画と処理期間の見通しについてでございますが、この災害ごみの総量については、先ほどの前段の佐藤講英議員にお答えをいたしましたとおり、全容をまだ把握し切れていないところもございまして、災害発生後、各クリーンセンターでは焼却施設の時間延長や休日焼却により対応しているところでございます。災害廃棄物の処理期間については、廃棄物総量が確認できていない状況なので明確に言い切れないところがございまして、引き続き休日焼却などの対応をしてまいります。

流出したわらの処理方針についてでございますが、これも先ほど佐藤講英議員にお答えをいたしておりますが、大崎圏域だけではなく、宮城県、あるいは東日本全体で統一の課題ということになっておりまして、それぞれでこの被害に頭を悩めているところであります。現在、市町ではストックヤードを設置して、集積作業を実施中であるところであります。

この処理については、今回は災害ごみとしての処理もできるようになりますが、同時に、極めてまだ泥や油まみれにされていない稲わらについては堆肥化、すき込みなどのことも農水省と、その方法の支援等も申しあげているところでございます。しかし、相当量が廃棄物量と見込まれることから、他圏域を含めた広域処理ということ、東日本大震災並みに対応していただくように強く今要望しているところでございます。

次に、災害ごみ処理にかかわる財政支援の見通しですが、今回の災害に対しまして、県がい

ち早く災害救助法を発動していただきました。また、昨日付で被災者生活再建支援法の対象にもしていただいたということでもありますし、また政府においては昨日の閣議で激甚、本激の指定もいただいたところでございまして、これらのそれぞれの支援策を活用することによって、被災者の救済、あるいは生活再建の一助にということで、それぞれ情報を提供してまいりたいと思っております。

そういう中で、広域行政等々の自治体に対します支援ということからすると、今回、災害ごみにつきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金の事業の対象を受けるということでもありますので、この事業は環境省の事業でございまして、対象処理事業に真水で2分の1補助されると、残りについては補助裏分として8割を上限として特別地方交付税が充当されるということでございますが、加えて今回、激甚の本激の指定をいただきましたので、さらに支援策が厚くなるということでもありますので、東日本大震災のときの状況などからすると、一桁のかなり低い負担で済むのではないかと期待をしているところでございます。

1回目の質問ということでしたので、私からも1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤和好君） 氏家善男議員。

○4番（氏家善男君） 災害が発生したばかり、まだ今その対応、全容の解明すら大変だというような状況の中での質問でございますが、広域の分野と、市町村の分野と、こういうふうになるわけで、広域の分野に限って再度お伺いしますが、クリーンセンターの稼働時間ですね、これからは24時間体制でずうっと処理を計画していくのか、その辺の考えについてはいかがですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） クリーンセンターの稼働なんですけれども、24時間稼働しているのは中央クリーンセンター1施設でございます。東部クリーンセンターにおいては16時間稼働、玉造クリーンセンターにおいては8時間稼働が基本となっております。通常、土・日の焼却につきましては、中央クリーンセンターが、班がえということで、人の移動ですね、そういう部分だけで土・日稼働していないときはありますけれども、通常、中央クリーンセンターは土・日も稼働すると。それと東部クリーンセンターの場合は、通常、土・日休みになっておりますが、今回、土・日も焼却の方向で今進めているところでございます。

今後、市町から、協議となりますが、どの程度ストックヤードから組合施設に搬入できるのか、また組合施設でどの程度受け入れられるのか、これから検討に入るところでございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家善男議員。

○4番（氏家善男君） 早急な処理ということからすれば、稼働時間の延長ということもぜひ検討していただきたいと思えます。

あとは、当初はクリーンセンターに搬入していただいていたようですが、クリーンセンターの受け入れは維持として、現在はストックヤードに搬入していただく、そういうような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） その市町，地区によって搬入の方法が違っております。例えば大崎市の古川地区ですと，個別に市のほうで委託した業者さんが回収してストックヤードに運んでいくと。涌谷町とかですと，直接住民が持ってきている部分と，直接ストックヤードに持っている部分があると。大崎市の鹿島台地区ですと，あのような大きな被災でしたので，道路脇に出したものを，市の委託を受けた方々が，もしくは自衛隊の方々が運搬しているというような状況です。クリーンセンターのほうに今現状入っている状況は，一般家庭が直接お持ちになっている部分，ストックヤードに持っていない部分ですね，それがクリーンセンターに入っていると。あと一部，鹿島台地区からはストックヤードから随時入っておりますし，涌谷町においてもストックヤードから先週から運び出しが始まっている状況でございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） クリーンセンターでのまだ受け入れというのが，スペースというか，それは大丈夫なんですか。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） クリーンセンターのほうはまだ，今現在は受け入れは可能です。ただ，月曜日とか火曜日，一般家庭の収集日が多いごみの日は，災害ごみが来ている状況で，破碎とか非常に時間がかかるということで，できれば破碎物についてはストックヤードにということとで組合に来たお客さんにはお答えしているというような状況です。

クリーンセンターの今の焼却的には，現在まだストックヤードから大量に搬入されておられませんので，まだ今時点ではいっぱいたまっているというような状況ではございません。また，土・日も焼却しておりましたので，ごみ量は減っているというような状況でございます。

○議長（佐藤和好君） 氏家議員。

○4番（氏家善男君） わかりました。大体このような，広域に関しては以上のような質問内容でございます。

ただ，稲わらの関係ですね。稲わらの関係では農水省，あと環境省でいろいろ補助ですか，そういうのが決まっているようでございまして，例えば被災した農家から集積場に運ぶには農水省の支援があるということで，今ですと，これ平米5，000となっているんですが，そうなんですかね。ちょっと金額的に，多分平米当たり……，立米当たりですね。立米当たり5，000円。あと集積場から処分先，クリーンセンターだと思うんですが，あるいは堆肥の例えばそういう決まったところであれば，処分先に対する経費というのは環境省が予算化すると，こういうようなのがあるわけでありまして，いずれにしても，当てはまる部分についての周知というか情報というのは，被災された皆さんに対して的確に周知していただければいいかなと思っております。

それでは，以上で質問を終わるわけでありまして，今後，対応するのにかなり時間がかかると思っておりますけれども，十分な対応，まだまだ被災地においては被災ごみがまだまだたくさん残って

いるようでございますし、そういうことについては広域としても大きなバックアップをしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（佐藤和好君） 次に進みます。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それでは、一般質問を行わせていただきます。

大崎広域市町村圏計画の見直しについてであります。行政報告が管理者から説明がありました。もう一回読みます。この計画については5年を1期として見直しを行うものとし、27年度に基本計画を策定いたしました。今年度が見直し年度に当たるため、実施計画と財政計画を含めて改訂し、令和2年度以降の組合予算や構成市町の負担金額に反映し、可能な限り財政の平準化を図ってまいりますとあります。ただこれだけのことであります。見直しはね。非常に残念でありますけれども、これが見直しの主たる目的かと。主眼は何か。これであれば、ただのローリングにすぎないのかなという思いがするものであります。

それから2つ目は、消防署なり、熱回収施設なり、あわせて斎場の場所も決まり、大型プロジェクト事業の見通しがついた今、つまり時代に合わせて、この市町村計画のソフト事業、これは実施計画と財政計画、そしてこれはその大綱の基本計画ですけれども、そのソフト事業、人材育成の果実運用ですね、それらを含めてありますけれども、その人材育成の事業も見直すべきと思うが、いかがでありますでしょうか。

3つ目、これまでの流れを振り返りますと、地方拠点都市の指定を平成6年に受けました。21年3月までという計画でありましたが、10年延長の改定をし、昨年度までの大体の計画でありました。この計画は地域別の整備をするのが主眼でありましたけれども、その中にソフト事業も入っております。重要なことであります。それから、市町村計画は平成23年に共同処理事業の具体的な年次計画を策定いたしました。大型事業の実施計画の変更から、27年全面改訂をして5年に1回と、そして今年度のようにありますけれども、改訂するに当たって、これまで進行管理は庁議、市町とは連絡会議や企画担当課長会議のようだが、今回もまた同じかと。今回の改訂はどのような体制で進めるのか、また改訂版ができるのはいつかということであります。

4つ目、大崎定住自立圏共生ビジョン、これは全く別の計画でありまして、1市4つの町の協定項目があります。しかし、これとて受益者は同じ圏域民、そしてここにおいで議員の市町村であります。その第2次ビジョンが去年、改訂をされました。それも各町の政策担当者会議で、そして広域事務組合も発言権はないにしろ会議に参加しているようでございます。その5町の役割分担と、広域圏のソフト事業との整合性と、大崎地域広域行政事務組合がその一翼を担う構えを改訂版に位置づけるのかということでもあります。

それから5つ目、市町村計画にも、それから共生ビジョンにも人材育成の項があり、職員の資質向上に基金を活用して、時代に即した効果的な事業展開と目標を上げることはできないのか。つまり、定住圏共生ビジョンにも人材育成があり、やっと30年から人材育成の各町の予

算化が、総務省から補助金が出ます。総体的に定住圏自立共生ビジョンは、4つの町に1年間に約2,500万ずつ、大崎市に6,000万近くと、1億6,000万の総務省の各担当事業に補助金が出ています。8年目であり、ことし。これはもう少し続きます。つまり、そこで人材育成の、あるいは世界農業遺産も含めたことがこれからのこの市町村計画、人材育成、非常に大事な項だと思うので、それぞれの計画は別々でありますけれども、恩恵を受けるのは同じ圏域民であります。これをきちっと整合性を持つような市町村計画はどうつくっていくのかということをお尋ねし、管理者の所見をお伺いいたします。

以上、1回目を終わります。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤 勝議員から、大崎広域市町村圏計画の見直しについて御質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

まず、この見直しに大事なことがもっとあるのではないかと、忘れていないのではないかと、御指摘をいただきました。

大崎広域市町村圏計画の役割は、組合理約に掲げる共同処理する事務の具体的な事業計画として、事業実施年度と、その費用の財源を明示し、効率的かつ効果的な事業実施と行政運営に資することにあります。この計画に基づき、共同処理事務を適正に執行することが重要なことと考えております。消防施設整備に関する大規模事業は消防本部・古川消防署の建設により一つの区切りを迎えておりますが、現在整備を行っております西地区熱回収施設整備のほか、斎場建設や、将来的には新しい最終処分場や東地区の熱回収処理施設、し尿処理施設の更新なども見込まれます。このことから、しっかりした将来の財政見通しを立て、構成市町における財政負担の軽減化と標準化を図ることが重要と考えているところであります。

また、事務事業も見直すべきではないかというお尋ねがございました。

組合の共同処理事務の変更や追加は、構成市町の協議により行われるものであります。大型プロジェクト事業の見直しの見通しがついたことから、共同処理事務の見直しを図るべきであるとお尋ねでございますが、今申し上げましたとおり、西地区熱回収処理施設のほか斎場建設など、今後も施設の整備事業は継続して取り組まなければならない状況でございます。このことから、広く広域のソフト事業の展開につきましては、大崎ふるさとづくり基金を活用しながら構成市町企画担当課長会議などで協議する中で、時代のニーズや地域のニーズに沿った事業を検討してまいりたいと考えております。

また、体制についてのお尋ねもございました。

この計画が組合の事業計画と財政計画を一体的に示すことで、厳しい構成市町の財政状況のもと、将来の費用負担を明らかにし、効率的かつ効果的な事業実施と行政運営に資することが役割であるため、構成市町企画担当課長会議や財政担当課長及び副市長・副町長会議において説明や協議を行いながら見直しを行っております。

次に、役割分担、ソフト事業、それぞれの位置づけについてでございますが、大崎定住自立

圏共生ビジョンには、中心市を初めとした1市4町の役割と定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みが記載されております。共生ビジョンとの連携につきましては、ちょうど同ジェリアということもありますので、その意味では整合性や一体性をとる必要性は認識をいたしております。

その連携の意味も含めて、大崎ふるさとづくり基金を活用し、世界農業遺産を圏域内に広めるための研修会や移住支援、圏域市町職員の育成などの分野で共生ビジョンと連携した事業を実施できないか、構成市町と協議しながら計画に計上可能な事業を検討してまいります。構成市町の意向について御意見を伺いながら、改訂版の計画への掲載も検討してまいります。

人材育成に関する連携事業の展開についてでございますが、共生ビジョンに圏域市町村職員の資質向上を掲げており、組合の大崎ふるさとづくり基金を活用した自主事業といたしましても、大崎圏域市町職員事業を実施しております。また、行政職員や市町議員の皆様に加え、住民の方も対象とした広域行政研修会も毎年実施し、研修の機会を提供もいたしているところでございます。今後も地域や時代のニーズに対応した研修事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 答弁をいただきました。

つまり、当然共同処理事務は永遠の課題ですから、言わなくても、おっしゃられなくてもやっていく責任があります。ソフト事業でありますけれども、答弁には、移住・定住なり、職員の研修なり、世界農業遺産、いろいろ上げられました。それは、5年前の市町村計画にちゃんと出ているんですよ、新たな課題として。違うのは世界農業遺産かな。それ以降ですかね。つまり、新たな果実運用の展望として、反省点として出ているんですよ。今それが副市長なり、財政課長なり、担当者、施設の課長なりが協議をしてやっというこことで見直しするというようなお答え、あるいは定住圏構想と絡めてというお話のようでしたけれども、それは間違いのないことですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 管理者答弁のとおり、大崎広域市町村圏計画につきましては、まずもって共同処理事務の方向性を定める計画であるという基本であります。その上で、答弁にもございましたとおり、同ジェリアであります大崎定住自立圏共生ビジョン等々につきましては、ソフト事業、果実を活用した事業で、なお効果的な事業展開を図られるものにつきましては、それらについてこの計画に盛り込んでいきたいと考えているということでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） この市町村計画の推進体制なり評価は、これからつくるのは担当課長、副市長とお話がありましたね。これまでは、どういう検証を、どんなメンバーでやってきたんですか。つまり、今回改訂しようとするところに立ちますね。それはこれまではどんなメンバーで検証して、その上に立つのかと、改訂するのかということはいかがでありますか。どんなメ

ンバーですか。あるいは、第三者的にも評価をいただいたのかと。その5年前に果実運用を展望して、こういう5つのを上げていますよね。これは今言ったことも大分入っていますから、それらは今回きちっと上げていくということで理解してよろしいですか。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今回計画を改訂するに当たって、前計画のこれまでの成果なりを検証するのか、外部なりの委員をもってして検証していくのかというお尋ねだと思います。

この市町村計画につきましては、そういった機会は設けてございません。ただ毎年、今回もお示したように、主要施策の成果等々で共同処理事務についてはお示しをし、あわせてソフト事業も展開しておりますことから、そのように議会に対してお示しをしていくということで、残念ながら、市町村におけます総合計画における検証と市町村圏計画の位置づけ、まずまちづくりを計画に持っていくというような位置づけの計画ではありませんので、そういった点では検証のあり方も違ってくるのかなという思いでおります。ただし、先ほど申し上げましたとおり、年度におきましては主要成果としてお示しをしている状況でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） それは負担金で共同処理事務をやっているから、そういうお答えになるんでしょうけれども。例えば職員の研修、30年度、出ました、主要成果。1次、2次で50人ですね、市町村と広域の職員を合わせて。それから、人工知能の話聞いたんですけども、どちらも成果としては、時代に合った地域課題の研修をしていくと、こういうことが主要成果にあるんですよ。なかなか時代に合った、大崎広域の課題とはちょっとかけ離れた研修内容になっていますよ。これは理屈だと言われそうですけれども。人工知能が地域課題だと、逆に言えばね。何かそういう事業が続いていますよ。ですから、皆さん方が成果として出す指標値、ここにありますがけれども、それが本当に成果があらわれているのかと。あらわれていないとすれば、成果を誰が評価して、誰が書くのか。担当課長ですけれどもね。担当課長でしょう。それを見て私たちに示していただいています。それは信用しないわけではありませんが、自分の成果を自分で書くというそのものがちょっと私も疑問点があります。つまり、そういうことを含めて、これまでやってきたのかと。やってこなかったら、今回どういう形でやるのかと。そして改訂版はいつできるのかということをお聞きいたします。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 昨年度もこの御質問を頂戴したときに、なかなか数字としてあらわせない部分については文章表現にはなりますけれども、その成果、今後の課題についてはまとめていきたいという答弁を申し上げたところでございます。

議員御指摘の、殊さら研修の成果をどのように判断するのか、人数がその指標になるんであろうという一つの御意見でございますけれども、出席していただいた研修につきましては、昨年、お話のとおりAIでございました。議員の評価は低いようでございますけれども、ほかの

方々の御意見を聞く機会がございまして、なかなかおもしろかったという評判を得ているところでもございます。先ほど来から御質疑いただいております議員の御質問の趣旨は理解するものでございますので、そういった計画の中、市町に寄与できる、そしてまた協調できるようなものを計画の中には盛り込んでいきたいと思っておりますし、それにつきましては今年度中に改訂をしていきたいというふうに考えている、その時期については考えているものでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 大崎地域の圏域の地域課題を捉えた研修会なら、なおさら私はよかったなと。おもしろかったでは成果ではありません。ただのおもしろさであります。人が集まったから成果が上がったということも、まあいいでしょう。

つまり、私が言いたいのは、主要成果をきちっと評価して今後の問題点として捉えているのかと。今後の問題点として、大崎の地域課題を勉強したと語っているんですけども、それをもう少しきちっと捉えて、課長が評価してもいいでしょう。きちっと自己反省を踏まえて、問題点を提起して次の事業を捉えていくと。それがこの見直しの大前提だろうと私は思います。

そこで、私も提起をいたしますけれども、今、人材育成の項が定住圏ビジョンにもありまして、ことし予算300万かな、30万かな、300万ついたのかな、今まで30万くらいの。最近思うことですが、移住・定住、この広域圏計画にもありますよね。移住・定住促進事業、大崎圏域の移住者に対して助成と。こういう広域の事業化もしています。今、田園回帰、非常に若い人が田舎に行って子育てをしようという志向が高まってまいりましたね、最近とみに。そういうところの人材育成のために、そういう人たちのために、1市4町で取り組める事業が私はあるなと思ったのは、ジャパンアグリカレッジと、私、名づけているんですけども、日本の農業をやろうという人たち、今、若い人たちがふえていますよ。そういう人たちのために学校をつくったらいいんじゃないかと。移住・定住を含めて農業を勉強しようと、あるいは退職して田舎に行って畑づくりをやろうと。そういう事業は取り組めないかということですよ。

私、最近、色麻に鶏ふんを買いによく行くんですけども、場所は加美のほうがいいなと最近思っていたんですよ。この圏域に、高等学校、農業高校が3つありますよ。こんな圏域はないですよ。畜産試験場もあるし、農業試験場もあるし、私はそういう県の施設を使って国にやってもらう運動を管理者、あなたならできると思います。する考えはないですか。4町でやれと言ってもできないです。県でやれと言ってもなかなか難しい。県の施設でも、例えば加美農業高校、農業者なり農業を希望する人たち、1年か2年の短期研修でもいいです。そういう学校をつくると。そして、大崎市ばかりと言われるから、加美町でもいいでしょう。色麻町でもいい、場所はね。私はあそこが一番適しているのかなと、実習するのに。そういう発想で世界農業遺産、特にこういう継承のために、農業工学部でもあってもいいでしょう。そういうカレッジ、大学はちょっと無理でしょうから、そういう2年ぐらいの研修所を管理者の力なら私はつくれるかなと思います。人脈なり、あるいは政治力をもって。国に提案するんですよ。管理者が、管理者がだね。管理者がプレゼンをしてね。そういう圏域民が農業に対する夢を若い人

に持たせるというのも、この共同処理事業のこれからの事業だと思うんですが、伊藤管理者、
どうですか。

○議長（佐藤和好君） 伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 佐藤 勝議員の御提案、極めて一考に値する御提案だと思いますので、
首長さん方とよくよく相談して実現性を大いに模索してみたいと思います。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 期待をいたす御答弁をいただき、特に私がここでお話ししたのは、副管理
者もおいでだと。大崎市では市長しかいない。ここには4町のトップの人たちもいると。こう
いうのを共同処理として、宮城大学食材系学部が失敗したのは、県の方針でもすけれども、大
崎市が大崎市がと頑張ったために、余りあたりから協調心が得られなかった。だから、4町の
共同の事業として、これはいまだかつて全国でもないんで、国の金でやれるかもしれないので、
よく検討していただきたい、副市長さん、副管理者を含めてね。そして、それらも例えば見直
しの、いつできるかわかりません。目標に上げることができないか。そのために、職員にワー
クショップなりをやらせてみて、そしてそれを検討していくという、副管理者を含めて、そう
いう行動はとれないものですか、もう一回伺いします。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 今後、大崎広域につきましては、先ほどからお話ししておりますよう
に、一部の共同処理事務でございます。要するに全体をコーディネートするというよりは、決
まったものの事務処理ということで、その中に今の御指摘では人材育成というようなことにつ
いては共通の課題かと思えますし、また共生ビジョンのほうでは、この財源をうまく使えば、
先ほど御紹介がありましたように、特別交付税で措置されるということでございます。私のほ
うの財源は、ふるさとづくり基金を活用するというところでございますので、ぜひ共生ビジョ
ンのほうにも今の御提言をできれば、中心市の大崎市のほうにも御提言を頂戴して、連携につ
いては当然広域が同じ圏域でございますので、一緒になって考えていきたいと思っておりますけれども、
財源的には共生ビジョンのほうにあったほうが良いということで、なおかつ今回、世界農業遺
産の部分についても共生ビジョンのほうに挿入されてございますので、ぜひその中で御検討を
頂戴できればと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 副管理者にお答えいただきましたけれども、つまり大崎定住圏ビジョンと
いう中でということなんでしょう。人材育成に絡めていいますと、それでは大崎広域の職員は
今までどおりなんですよ。市町村より下かと思われがちであります。それではないんですよ。
一緒に優秀な職員ですよ。もっと自信を持たせて、これを主体性に、ワークショップなりに取
り組んで、世界農業遺産共生ビジョンの、それらを含めて、そこで副管理者が行って、私たち
が検討した結果こうだったと。つまり、副管理者が要請、話がまとまれば、広域が主体になれ
るんですよ。そして、人材育成、職員に自信を持って。つまり、市町村から見れば大崎広域の

職員は下だと見られているんですよ、市町村の職員から。これではならないんですよ。単独の市町村ができない処理をやっているんですから、大いに自信を広域の職員に持たせるべきだと。そのために、そういう目標を持ってやるのが人材育成につながるものだと。もう一回、副管理者。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） 私の答弁が誤解を招いたようでございますが、うちの職員も自信を持ってそれは取り組んでおりますので。ただ、一部の決まったエリアのものだけをここに集めているというのが、決まったものということで共同処理をしておりますので、例えば一つの自治体みたく、福祉から教育まで、あるいは建設まで全てを網羅した企画部門という発想はなかなかこの分野では生まれません。ただし、1市4町が一つのエリアになるということは同じでございますので、先ほど御提言がありました世界農業遺産というような観点からすれば、1市4町でも取り組める課題ではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 副管理者、それではやっぱりだめなんですよ。あなた事務屋ではありませんよ、副管理者ですよ。職員の人材育成なり、それは定住圏ビジョンでやってほしいというようでは、副管理者なり管理者が相談して、これいいなということになれば、常勤のあなたが含めて、それを主体性に……、世界農業遺産じゃないですよ、大崎コミュニティーカレッジですよ、私が言っているのは。世界農業遺産は土地ですから。だから、あなたがそういう気持ちになったんでは、市長が答えた答弁と逆ですよ。管理者、もう一回答えてください。逆の答弁ですよ。

○議長（佐藤和好君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） エリアが同じなので混同してしまうような形もあるんですが、この辺はうちのほうの大崎広域市町村圏計画と、それから先ほどからお話がありました定住自立圏共生ビジョン、こういった中で連携のできるものは連携していくと。特に今御指摘の人材育成については、共通の課題もあるようでございますので、ぜひ連携をして行っていきたいと考えております。

その前に、講習会のことでA Iのお話がちょっと出ましたけれども、これについては、一つの自治体ではなかなかできないものを、お金をかけて講師の先生を呼んできます。そうした中で今、例えばこれから世界農業遺産などを語るというようなことで御提言を頂戴しておりますが、ただ世界が、あるいは日本がどういうところに今後A Iを使っていくんだかというようなところも理解しながらやらないと、化石になったようなところで置いておかれても困りますので、ですからそういった形で、一つには今後どういうふうな日本になっていくか、世界の中で日本はどういう立ち位置になるかというのを広域で検証して、さらには連携の中で、今御指摘の世界農業遺産絡みのカレッジ等々の課題については、連携をしながら研修したいと考えているところでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（佐藤和好君） これで一般質問を終わります。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年第6回大崎地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会

午後4時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年10月30日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 佐藤 勝

署 名 議 員 三浦 又英